

三木市国土強靱化地域計画

令和3年3月

令和7年3月改定

三 木 市

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1. 計画の策定趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の関係	2
第 2 章 三木市の概況	3
1. 自然的状況	3
2. 社会的条件	4
3. 災害の履歴	11
4. 地震の想定	15
5. 想定するリスク	20
第 3 章 国土強靱化の基本的な考え方	22
1. 基本目標	22
2. 事前に備えるべき目標	22
第 4 章 強靱化に向けた現状と課題（脆弱性評価）	23
1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	23
2. 強靱化に向けた現状と課題（脆弱性評価）	25
第 5 章 強靱化に向けた施策の推進方針	47
第 6 章 重要業績指標（KPI）	76
第 7 章 計画の推進	78
1. 計画の推進	78
2. 推進体制	78
3. 計画の進行管理	78

第 1 章 計画の概要

1. 計画の策定趣旨

平成 7（1995）年 1 月に淡路島北部を震源としてマグニチュード 7.3 で発生した阪神・淡路大震災は、我が国において、社会経済的な諸機能が高度に集積する都市を直撃した初めての直下型地震で、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的・物的被害が発生しました。本市でも、死者 1 人を含む人的被害や 5,000 棟を越える建物被害、ライフラインの停止等の被害がありました。

平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災は、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させました。

また、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨等、気候変動による台風の大型化や局所的集中豪雨が頻発化・激甚化しています。

さらに、今後 30 年以内の発生確率が 70～80%とされている南海トラフ地震への備えも喫緊の課題となっています。

国では、平成 25（2013）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」とする。）が公布・施行され、平成 26（2014）年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定されました。更に平成 30（2018）年 12 月には、その後頻発した災害を踏まえて計画の見直しが行われています。

兵庫県でも国の計画を受けて、平成 28（2016）年 1 月に「兵庫県国土強靱化計画」を策定し、その後令和 2（2020）年 3 月に改定されています。

これらの国・県の動向を受けて、本市が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、強くしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため、「三木市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」とする。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく計画です。

国の「国土強靱化基本計画」や県が策定する「兵庫県国土強靱化計画」と調和を保ちつつ、本市の最上位計画となる「三木市総合計画」との整合を図りながら、災害対策基本法に基づき策定した「三木市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の指針とするものです。

3. 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を基本とします。

4. 「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の関係

本市の災害に関連する計画としては、「三木市地域防災計画」が策定されています。この「地域防災計画」は、災害の種類ごとに、災害の予防対策を含みつつも、「災害発生時・発生後」の対応活動方策を主に扱います。

一方、「国土強靱化地域計画」は、地域で想定される自然災害全般に対して最悪の事態を回避するため、主に「災害発生前」の予防・事前準備施策を中心に扱います。

表 国土強靱化地域計画と地域防災計画の特徴

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討の アプローチ	地域で想定される自然災害全般に対して、起きてはならない最悪の事態を明らかにし、ハード・ソフトの両分野を含めた対応方針を策定	災害の種類ごとに災害予防策・発災時の応急・復旧対策、復興計画を策定
対象となる 段階	発災前を対象に、予防策や復旧・復興の事前準備が中心	発災前の災害予防策も含みつつ、主に発災時、発災後の対応が中心
施策の設定 方法	脆弱性（弱点）評価、リスクシナリオにあわせて施策を設定	—
施策の重点 化の有無	あり	なし

第 2 章 三木市の概況

1. 自然的状況

(1) 地形

本市は、一級河川加古川の支流である美囊川流域の沖積平野、洪積台地及び丘陵から成り立ち、全般的になだらかな地形を呈する内陸の都市です。中央部は、美囊川が東から西に流れて沖積平野を構成し、流域には河岸段丘が発達しています。東北部は、標高 100～280m の丘陵地であり、美囊川、志染川、小川川によって吉川、志染、細川の各丘陵に分断され、稜線と谷線が入り組んだ地形を形成しています。南西部は、明石市から神戸市西部及び加古郡にかけて広がる標高 50～100m の東播台地の一部である明美丘陵にあたります。東南部は、帝釈・丹生山系が迫り、比較的急峻な地形を形成しています。

(2) 地質

本市の地質は、火成岩の一種である流紋岩類と、堆積層である神戸層群・大阪層群・更新世段丘層・現世層からなっています。

流紋岩類は、播磨平野一円に小山塊・丘陵を形づくっており、中世代白亜紀後期に兵庫県から中国地方にかけて盛んとなった火山活動によって噴出した火山岩で、神戸市の裏六甲から市域東南隅にかけて横たわる帝釈山地を構成するほか、市域北西端の正法寺山の丘陵等一部地域に分布しています。

神戸層群・大阪層群・更新世段丘層・現世層等の堆積層は、市の大部分を占めており、東部には、凝灰岩、砂岩を主とする神戸層群、西部には、砂や礫を主とする大阪層群が分布する傾向を示しています。また、更新世段丘層や現世層は、美囊川や志染川等河川沿いの低地に分布しています。

(3) 気象状況

本市の気候は、気候区分で分けると瀬戸内海型に属しており、年間の降雨量は比較的少なく、内陸部であるため冬夏の寒暖の差が大きく、風は弱い傾向にあります。神戸海洋気象台三木地域観測所の平成 3（1991）年から令和 2（2020）年の 30 年間の状況をみると、日平均気温が 15.1℃、年間降水量の合計値は 1,226mm となっています。



出典：気象庁

2. 社会的条件

(1) 人口・世帯数

国勢調査によると、本市の平成 27（2015）年の人口は 77,178 人、世帯数は 28,653 世帯となっており、平成 7（1995）年の 86,562 人をピークに減少しています。

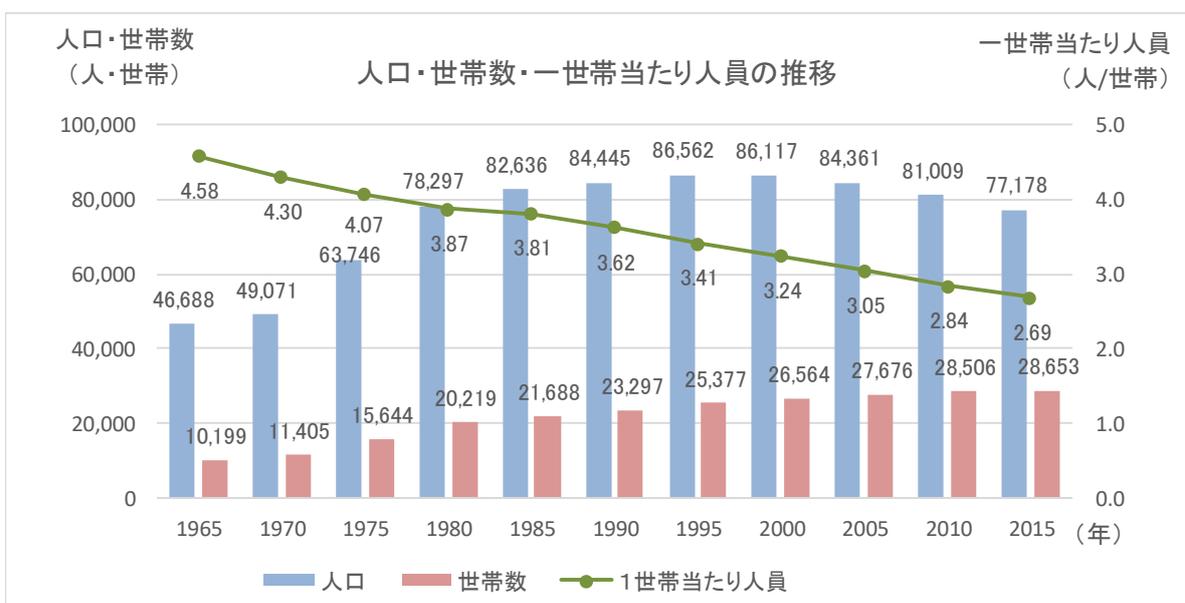
昭和 45（1970）年から昭和 55（1980）年の間に人口が急激しており、これは、緑が丘、自由が丘での住宅開発が進んだことによるものとなっています。また、昭和 60（1985）年から平成 7（1995）年の 10 年間は、新たに青山、みなぎ台で住宅開発が行われことや、自由が丘での住宅建設が進んだことにより、人口増加がみられましたが、その他の地区では人口は横ばいまたは減少傾向にあったため、平成 7（1995）年に市全体ではマイナスに転じ、それ以降は人口の減少が顕著となっています。

本市の平成 27（2015）年の世帯数は 28,653 世帯となっており、昭和 40（1965）年以降増加し続けているものの、近年は増加の幅は縮小傾向にあります。また、平成 27（2015）年の一世帯当たり人員は 2.69 人/世帯で、人口が減少し、世帯数が増加しているため、一世帯当たりの人口は減少し続けています。

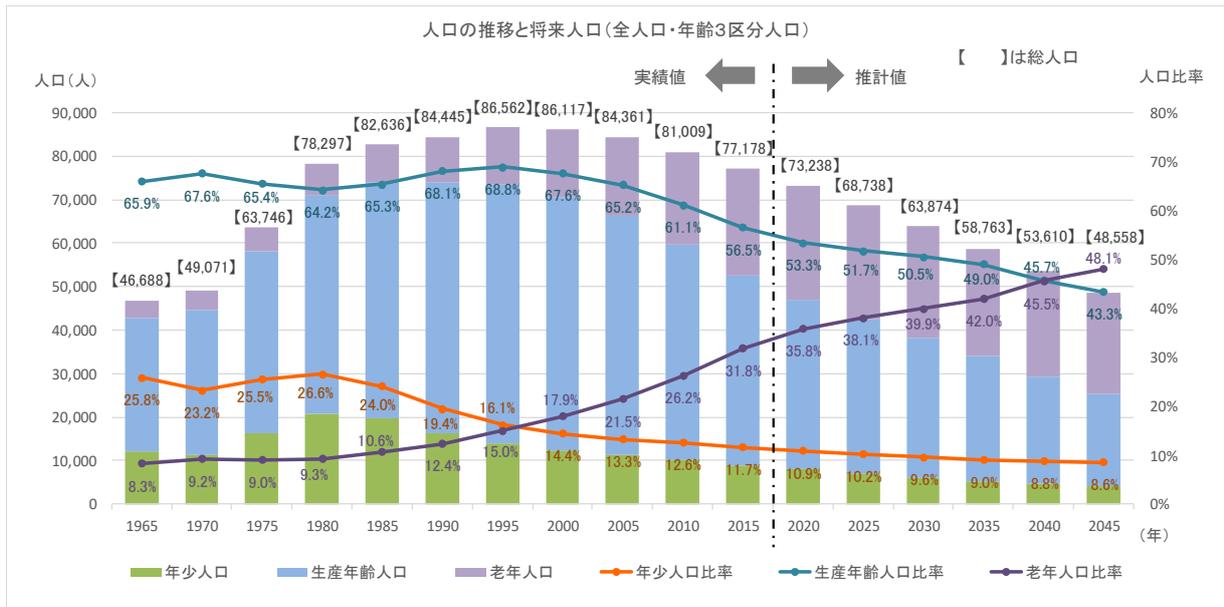
平成 27（2015）年の年齢 3 区分の人口比率をみると、年少人口（0～14 歳）が 11.7%、生産年齢人口（15～64 歳）が 56.5%、老年人口（65 歳以上）が 31.8%で、年少人口は昭和 55（1980）年以降減少が続いており、生産年齢人口も平成 7（1995）年をピークに減少しています。また、平成 12（2000）年以降は老年人口が年少人口を上回っています。

社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」とする。）による、平成 27（2015）年をベースとした 2045 年の推計人口は 48,558 人となっており、平成 27（2015）より約 37%減少すると推計されています。

なお、平成 27（2015）年の国勢調査結果を基にした令和 2（2020）年 5 月 1 日時点の推計人口は 74,811 人で、社人研の推計を上回っています。

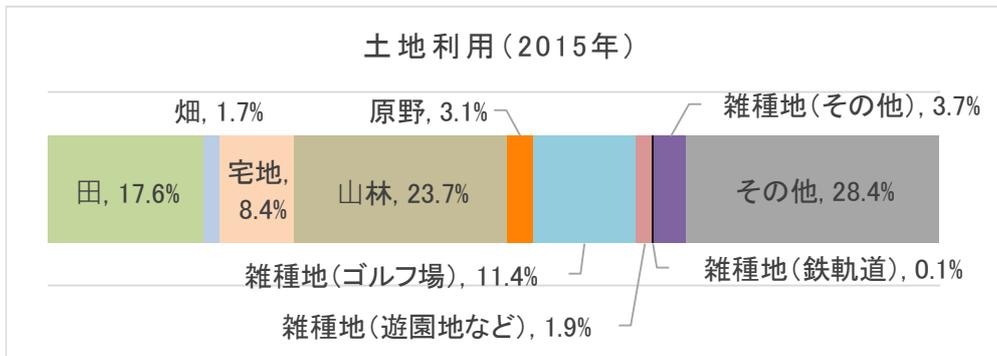


出典：各年国勢調査



(2) 土地利用

本市は、『金物のまち』として発展するとともに、郊外住宅都市としての性格も強まり、宅地は市域面積の8.4%で、年々増加傾向にあります。また、農地の基盤整備も進んでいることから、平成27(2015)年の土地利用では、山林が23.7%、田・畑が17.6%と多く、あわせて市域面積の約4割を占めています。また、ゴルフ場も11.4%と多くなっています。



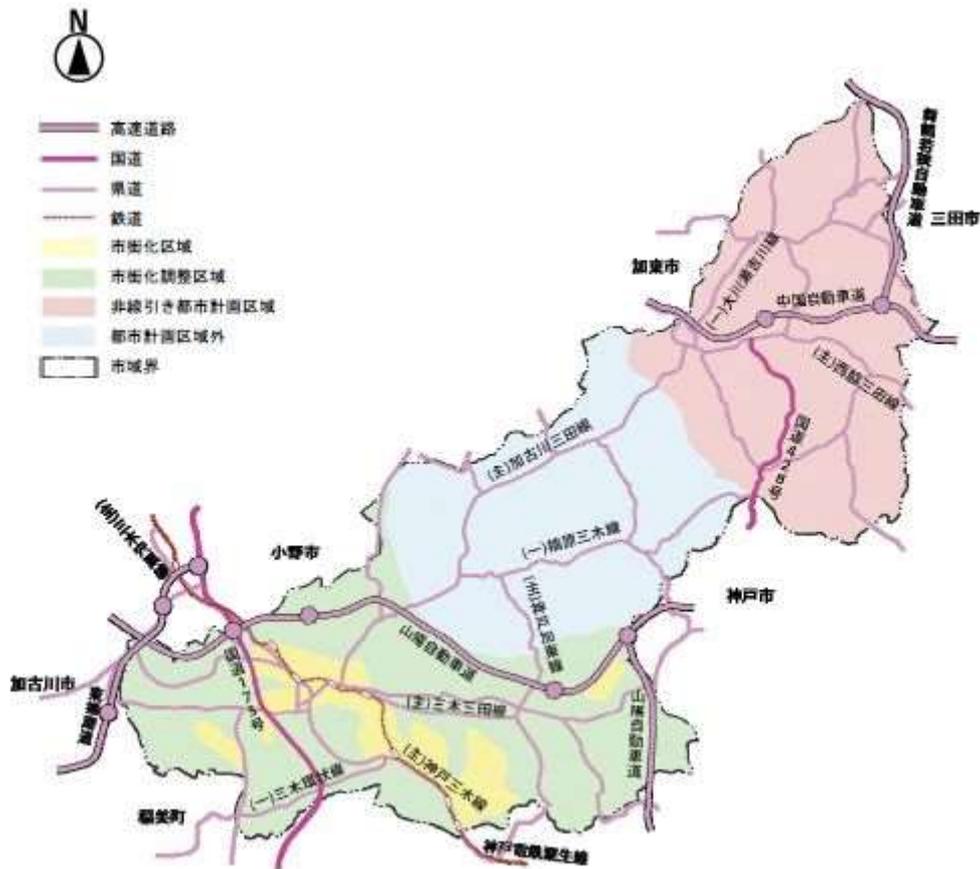
観光施設では、三木ホースランドパークを整備し、道の駅みき、吉川温泉よかたん及び山田錦の館が建設されています。民間企業によるものとしては、25のゴルフ場の他、平成28(2016)年にはグリーンピア三木の跡地に民間企業による運営のネスタリゾート神戸がオープンしています。

その他、平成7(1995)年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を受け、兵庫県により三木市東部に広域防災拠点「三木総合防災公園」が整備されています。

(3) 道路網

本市には、国土幹線軸である中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道が通るとともに、東播磨道の整備が進んでいます。また、市内には、三木東インターチェンジ、三木・小野インターチェンジ、吉川インターチェンジがあり、陸上交通の要衝であるといえます。

また、幹線道路の軸である国道 175 号・428 号をはじめ、主要地方道及び一般県道が市内や隣接市町と連絡しています。



出典：三木市都市計画マスタープラン

図 幹線道路網

(4) 住宅

1) 大規模戸建住宅団地の状況

本市における大規模戸建住宅団地は、1965（昭和 40）年～1980（昭和 55）年頃に開発された、自由が丘地域、緑が丘地域、その後に開発された青山地域に整備されています。

自由が丘地域や緑が丘地域は、入居開始から約 50 年が経過しており、人口減少、高齢化が進行しています。

表 市内の大規模戸建住宅団地の開発概要

地域名	施行面積 (ha)	事業開始	事業完了	入居開始
自由が丘	230	昭和 40 年	昭和 55 年	昭和 44 年
緑が丘	136	昭和 45 年	昭和 51 年	昭和 46 年
青山	181	昭和 58 年	平成元年	昭和 60 年

注：自由が丘の入居開始年は市政 50 周年のあゆみによる
出典：三木市都市計画マスタープラン



出典：三木市都市計画マスタープラン

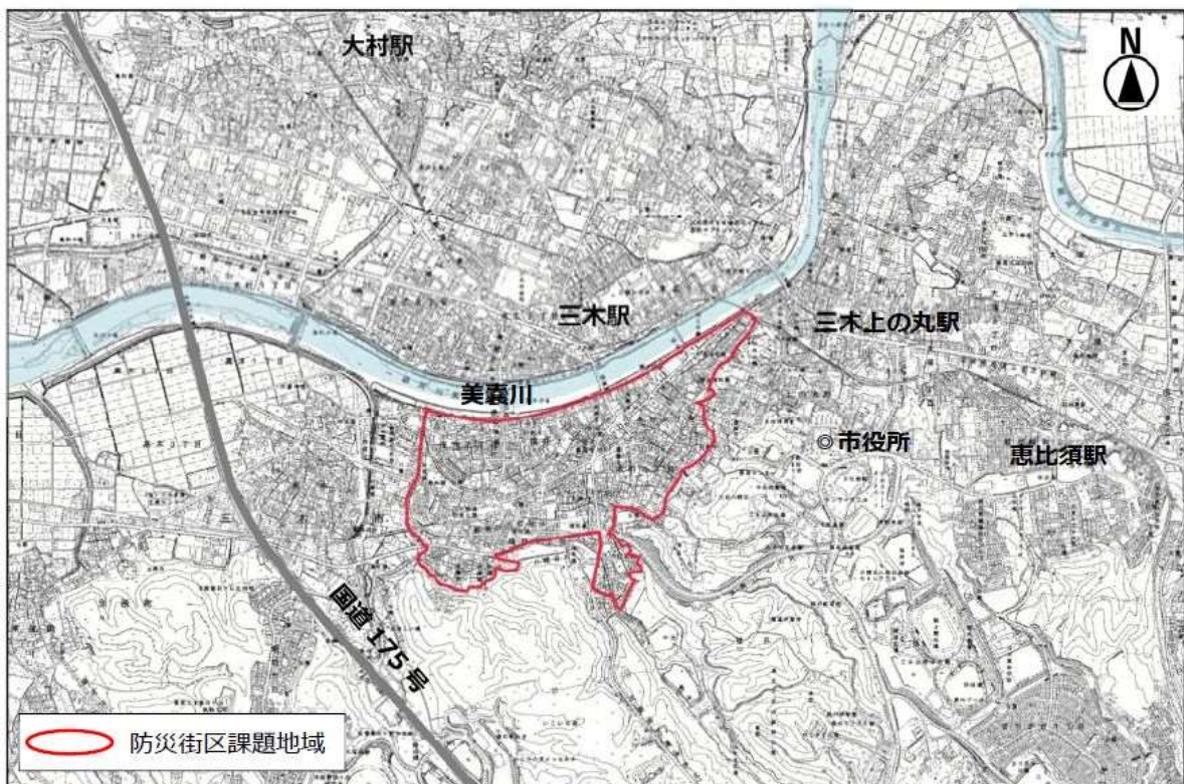
図 自由が丘・緑が丘・青山の大規模戸建住宅団地の地域

2) 旧市街地

旧市街地内の福井1・2・3丁目、本町1・2・3丁目、府内町、芝町には狭あい道路が多く、古い木造住宅が密集した防災街区課題地域があります。これらの地区には、歴史的な町並み等の地域固有の資源も残されています。

表 防災街区課題地域の位置と規模

	地区	面積
防災街区課題地域	福井1・2・3丁目 本町1・2・3丁目 府内町、芝町	69.1ha

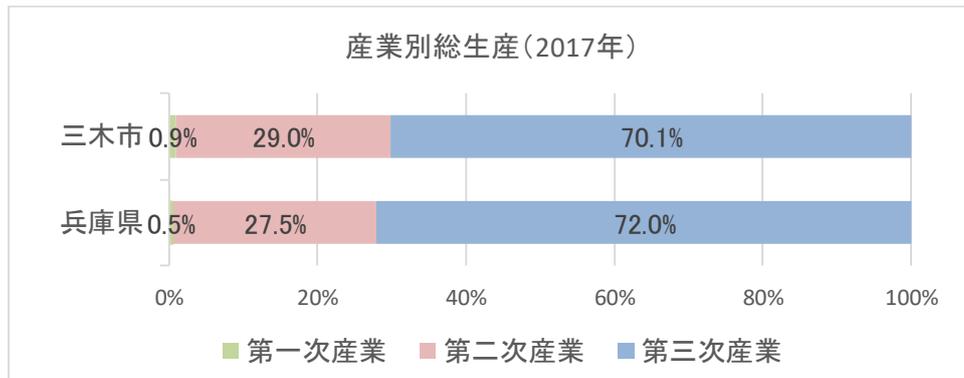


出典：三木市都市計画マスタープラン

図 防災街区課題地域位置図

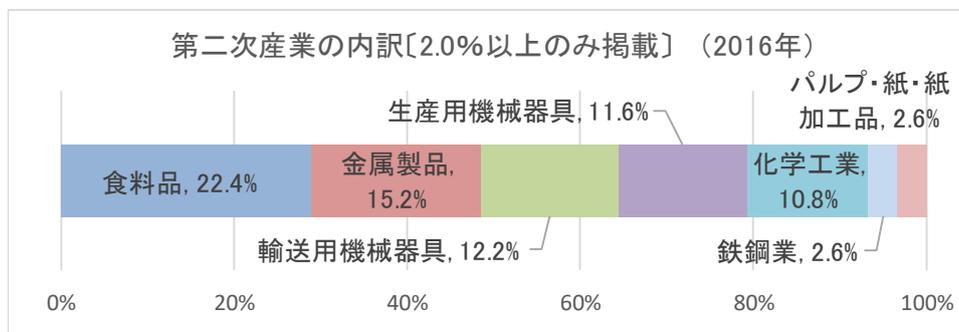
(5) 産業別総生産

本市は、『金物のまち』として知られており、兵庫県市町民経済計算による平成29(2017)年度の産業別総生産の割合をみると、本市では、第一次産業が0.9%、第二次産業が29.0%、第三次産業が70.1%となっており、兵庫県全体と比較すると、第一次産業と第二次産業の割合が若干高くなっています。



出典：市町民経済計算（兵庫県統計課）

また、経済センサス活動調査による、平成28(2016)年の第二次産業の製造品出荷額の割合をみると、食料品製造業が22.4%を占めており、次いで金属製品製造業が15.2%となっています。



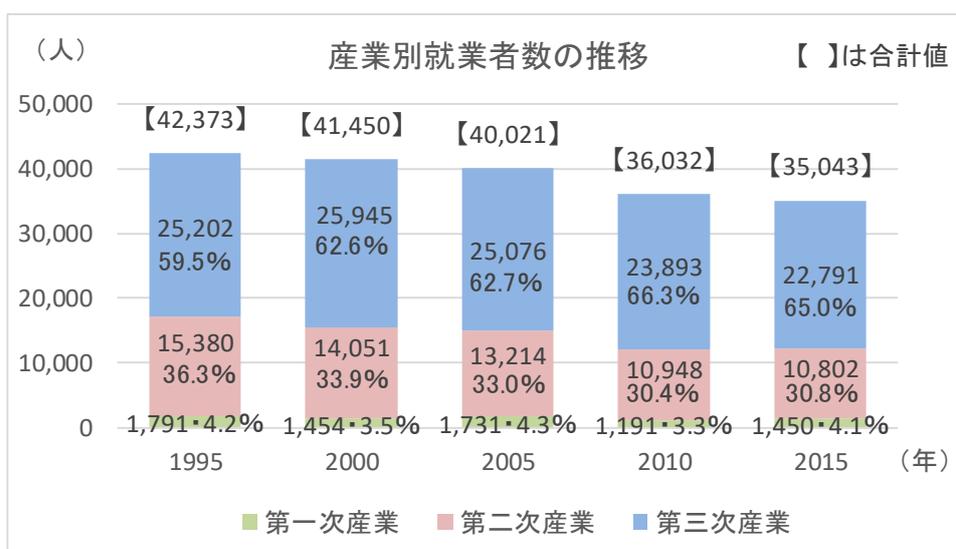
出典：平成28年経済センサス活動調査

(6) 産業別就業者数

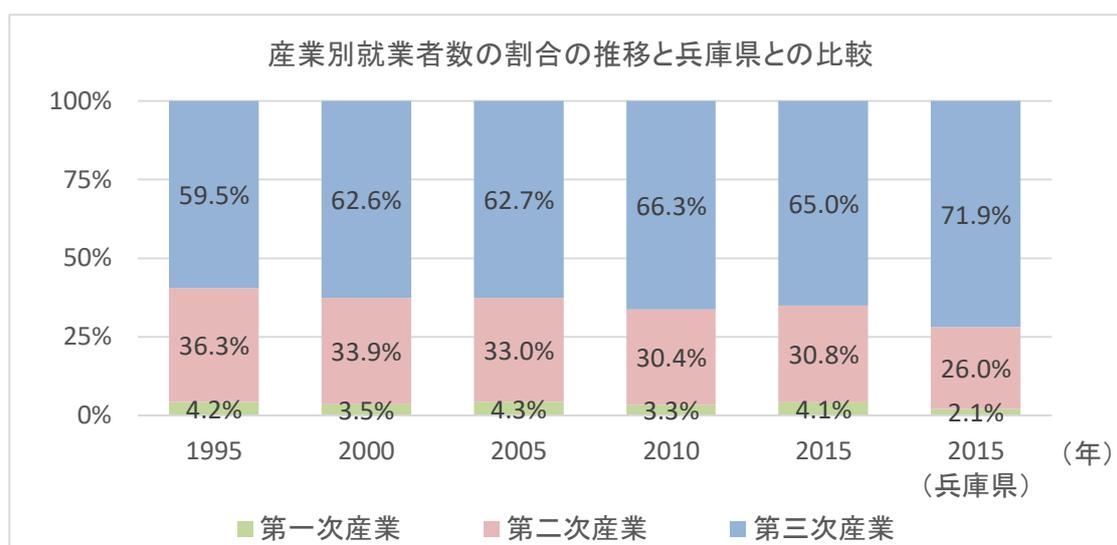
国勢調査による産業別就業者数の推移をみると、平成 27 (2015) 年の就業者数は 35,043 人で、減少が続いています。

産業別にみると、第一次産業が 1,450 人 (4.1%)、第二次産業が 10,802 人 (30.8%)、第三次産業が 22,791 人 (65.0%) で、第三次産業が最も多くなっています。就業者数全体では減少傾向にあるものの、第一次産業では、平成 27 (2015) 年は平成 22 (2010) 年より増加しており、第二次産業も減少幅が小さくなっています。

兵庫県全体の産業別就業者の割合と比較すると、本市では第一次産業、第二次産業の割合が高くなっています。



出典：各年国勢調査



出典：各年国勢調査

3. 災害の履歴

(1) 地震災害

1) 地震災害の履歴

兵庫県下において震度5以上を観測したと推計される地震は次のとおりで、南東部地域での頻度が高くなっています。20世紀では、北但馬地震（死者425人、負傷者806人）、南海地震（死者50人、負傷者69人）、兵庫県南部地震（死者6,434人、負傷者43,792人）での被害が大きくなっています。

表 兵庫県のいずれかに震度5以上を与えたと推定される地震

No.	発生年月日	震央		規模 (マグニチュード)	名称
		E	N		
1	599年5月28日(推古7年4月27日)	—	—	7.0	
2	701年5月12日(大宝1年3月26日)	135.4	35.6	7.0	
3	745年6月5日(天平17年4月27日)	136.5	35.4	7.9	
4	827年8月H日(天頂4年7月12日)	135.6	35.0	6.5~7.0	
○5	868年8月3日(貞観10年7月8日)	134.8	34.8	7.1	
○6	887年8月26日(仁和3年7月30日)	135.0	33.0	8~8.5	
7	938年5月22日(承平8(天産1)年4月15日)	135.8	35.0	6.9	
8	1096年12月17日(嘉保3(永長1)年11月24日)	137.3	34.2	8.4	
9	1361年8月3日(正平16年6月24日)	135.0	33.0	8.4	
10	1449年5月13日(天安6(宝徳1)年4月12日)	135.6	35.0	5 $\frac{3}{4}$ ~6.5	
11	1498年9月20日(明応7年8月25日)	138.0	34.0	8.2~8.4	
12	1510年9月2日(永正7年8月8日)	135.6	34.6	6.5~7.0	
13	1579年2月25日(天正7年1月20日)	135.5	34.7	6.0	
14	1596年9月5日(文録5(慶長1)年7月13日)	135.6	34.7	7 $\frac{1}{2}$	
15	1662年6月16日(寛文2年5月1日)	136	35.2	7.6	
16	1707年10月28日(宝永4年10月4日)	135.9	33.2	8.4	宝永地震
17	1751年3月26日(寛延4(宝暦1)年2月29日)	135.8	35.0	5.5~6.0	
18	1854年12月23日(嘉永7(安政1)年11月4日)	137.8	34.0	8.4	安政東海地震
19	1854年12月24日(嘉永7(安政1)年11月5日)	135	33.0	8.4	安政南海地震
○20	1864年3月6日(文久4(元治1)年1月28日)	134.8	35.0	6 $\frac{1}{4}$	
21	1891年10月28日(明治24年)	136.6	35.6	8.0	濃尾地震
○22	1916年11月26日(大正5年)	135	34.6	6.1	
○23	1925年5月23日(大正14年)	134.8	35.6	6.8	北但馬地震
○24	1927年3月7日(昭和2年)	135.2	35.5	7.3	北丹後地震
○25	1943年9月10日(昭和18年)	134.1	35.5	7.2	鳥取地震
26	1946年12月2日(昭和21年)	135.6	33.0	8.0	南海地震
○27	1949年1月20日(昭和24年)	134.5	35.6	6.3	
28	1952年7月18日(昭和27年)	135.8	34.5	6.8	吉野地震
29	1961年5月7日(昭和36年)	134.4	35.1	5.9	
30	1963年3月27日(昭和38年)	135.8	35.8	6.9	越前岬沖地震
31	1984年5月30日(昭和59年)	134.6	35.0	5.6	
◎32	1995年1月17日(平成7年)	135	34.6	7.3	兵庫県南部地震

(注)○は県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7以上を与えた地震

出典：三木市地域防災計画

2) 阪神・淡路大震災における被害状況

阪神・淡路大震災は、平成7（1995）年1月に淡路島北部を震源とし、大都市地域を直撃したマグニチュード7.3の直下地震で、破壊された断層付近で非常に大きな揺れを生じ、本市を含む阪神地域から神戸市及び淡路島に甚大な被害をもたらしました。震災は、全体で死者は6,434人、負傷者43,792人に及ぶ等、関東大震災以来の国内最大の被害となっています。

【阪神・淡路大震災の概要】

発生日時	平成7（1995）年1月17日（火）5時46分
震源地	北緯34度35.7分、東経135度02.2分 深さ16km
震央地	淡路島
規模	マグニチュード7.3

【本市の被害状況】

本市における被害の概要は、次表のとおりである。

区分		被害	備考
人的被害	死者	1人	平成7（1995）年10月31日現在
	行方不明	0人	
	負傷者	19人	
	避難者	100人	平成7（1995）年1月22日（3箇所）
建物被害	住家全壊	25棟	平成13（2001）年3月31日現在
	住家半壊	94棟	
	住家一部損壊	4,994棟	
	非住家全半壊	29棟	倉庫、店舗等
	火災発生	1件	
ライフライン等被害	水道断水	10,070戸	1/20 全面復旧
	ガス停止	12戸	1/18 全面復旧
	電気停電	16,194戸	1/17 全面復旧
	鉄道不通	1月17日不通	神鉄粟生線 1/19 市内復旧（6/21 全面復旧） 三木鉄道 1/17 全面復旧
	道路通行止め	市道福井線 1箇所	7/27 全面復旧
その他被害	道路（市道）	49ヶ所	平成7（1995）年10月31日現在
	公園	29ヶ所	
	溜池	46ヶ所	
	学校	13ヶ所	
	市民病院	1ヶ所	
	上水道施設	77ヶ所	

出典：三木市地域防災計画

(2) 風水害等の履歴

1) 風水害等の発生状況 (三木市内に大きな被害を与えた主な風水害)

表 風水害等の発生状況

	水害状況											雨量
	人的被害			家屋被害					道路崩壊 m	橋梁 流失	堤防溜池 決壊	
	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水				
梅雨前線豪雨 (S7. 7. 1~2)	30	28	3	10	24	53	105	2,091	135	6	26	146
秋雨前線豪雨 (S20. 10. 8)	11						1,600	3,140		13		
梅雨前線豪雨 (S36. 6. 26~27)	1			1	8		4	47		2	14	(345)
梅雨前線豪雨 (S37. 6. 9~14)							2	30				188
秋雨前線豪雨 (S40. 9. 10~16)	1	37		73	156		24	732	251	2	17	430 (514)
梅雨前線豪雨 (S47. 6. 7~8)		1			1		10	349	72	1	農業用施設 の被害 360	116 (154)
梅雨前線豪雨 (S53. 6. 16)								33				90 (112)
低気圧大雨 (S63. 6. 3)								8	28			127 (162)
大気不安定大雨 (S63. 8. 20)							8	71	16			110 (55)
台風 23 号 (H16. 10. 20)	1	3			55		41 (一部 損壊 含)	94	冠水 18ヶ所 土砂堆積 9ヶ所		農業用施設 の被害 53 水没農地 195ha	215
台風 11 号 (H26. 8. 11)							1		冠水 14ヶ所 道路崩壊 49件		農業用施設 121件 水没農地 227件	241
台風 11 号 (H27. 7. 17)							1	5	冠水 7ヶ所 道路崩壊 22件		農業用施設 39件 水没農地 19件	303
平成 30 年 7 月 豪雨 (H30. 7. 5~8)				1				5	道路破損 89件		農業用施設 284件	399.5

※雨量の () は吉川調べ

出典：三木市地域防災計画

2) 特異火災の発生状況

昭和7（1932）年7月に発生した住宅火災の被害は、り災世帯8戸、焼失棟数24棟であり、本市における過去最大の被害を出した大火災となりました。

また、昭和42（1967）年11月には、アセチレンガスの爆発により工場が焼失するという特異な火災も発生しています。

建物

年月日	覚知時刻	場所	火元名称 実態	原因	焼損棟数	り災世帯	気象状況	備考
S7.7.21	AM1:00	三木市志染町戸田	物置	不明	24	8	異常乾燥	
S8.1.11	AM6:00	三木市久留美門前	納屋	かまどの不始末	8	4	北西の強風	
S41.9.13	AM2:10	三木市細川町豊地	小学校 教育施設	不明	2	—	くもり	
S42.11.16	AM6:08	三木市加佐川の上	工場鑄造場 入口	アセチレンボンベの爆発	1	—	はれ	
S48.8.11	AM0:30	三木市緑が丘町東3丁目	居間	不明	1	1	はれ	焼死4名
S52.1.13	PM11:10	三木市別所町高木	物置	煙突	3	1	異常波浪 異常乾燥	焼死2名
S54.9.6	AM1:00	三木市加佐	居間	不明	1	1	はれ	焼死4名
H12.3.6	PM8:35	三木市志染町三津田	工場	不明	1	—	はれ	
H24.3.28	PM7:52	三木市福井1丁目	住居	不明	5	3	くもり	焼死1名
H28.2.11	AM6:47	三木市本町3丁目	住居	石油ストーブ	3	2	乾燥	焼死1名

林野

年月日	覚知時刻	場所	火元名称 実態	原因	消失面積	気象状況
S25.4.16	正午	三木市志染町大谷	山林	炭焼き不始末	45ha	北西の強風
S52.3.12	PM1:40	三木市志染町四合谷 字長尾	林野	塵焼きの火	30ha	西の強風 異常乾燥注意報

その他

年月日	覚知時刻	場所	火元名称 実態	原因	消失物	気象状況
S59.5.8	PM9:06	三木市別所町下石野	物置場	不明	古タイヤ約2万本	異常乾燥
H5.11.15	PM2:32	三木市吉川町金会 中国道上り41KP	車両火災 (タンクローリー)	排気管	セミトレーラー型タンクローリー(容量20KP)	はれ
H10.9.6	PM1:20	三木市別所町興治	廃車置場	放火の疑い	廃車約250台	くもり
H18.2.18	AM4:52	三木市吉川町吉安 中国道上り42.8KP	大型貨物自動車	ブレーキ(ライニング)	大型貨物自動車及び劇薬物(モノクロル酢酸)負傷者5名(化学熱症)	はれ
H18.12.13	PM11:21 (14日AM7:40鎮火)	三木市別所町興治	資材置場	不明	化学製品スクラップ200t	くもり

出典：三木市地域防災計画

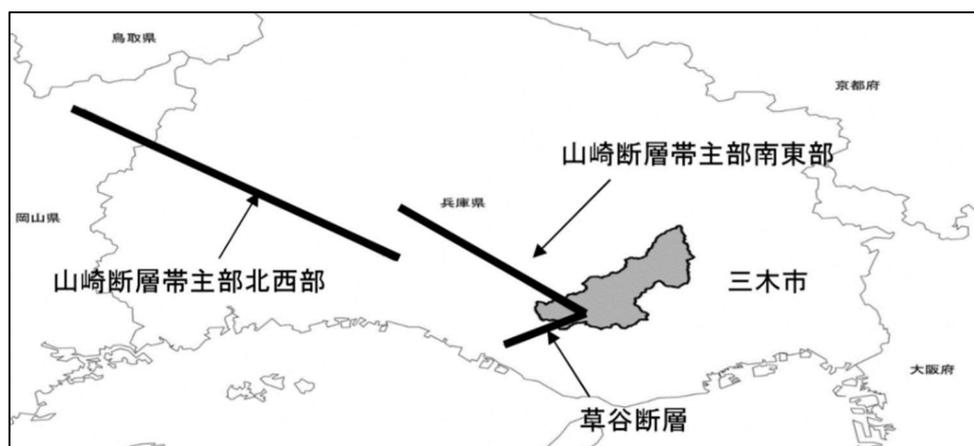
4. 地震の想定

(1) 山崎断層帯（主部北西部）・山崎断層帯（主部南東部）・草谷断層 3 連動地震

三木市地域防災においては、本市の地震として、山崎断層帯（主部北西部）と山崎断層帯（主部南東部）、草谷断層の3連動地震を想定しています。地震規模は、マグニチュード 8.0 最大震度 7 と想定しています。

1) 断層の位置と規模

断層の位置は次の図の通りです。



※ 30年以内の発生確率（平成28年1月）

山崎断層 主部北西部：0.09%～1%

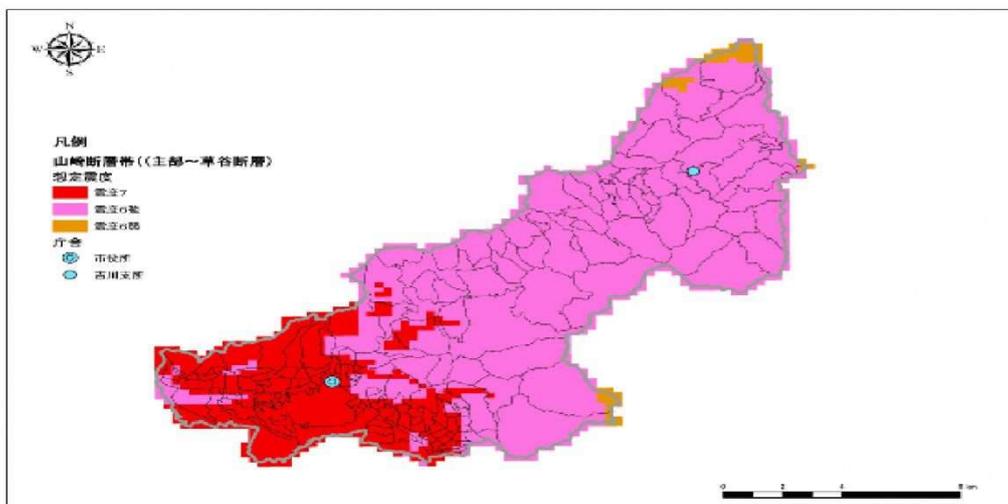
主部南東部：ほぼ0%～0.01%

出典：三木市地域防災計画

図 想定震源断層分布図

2) 震度分布

本市における震度は、三木、三木南、自由が丘、緑が丘のほぼ全域及び青山の一部が震度7、他のほとんどの地域が震度6強になることが想定されています。

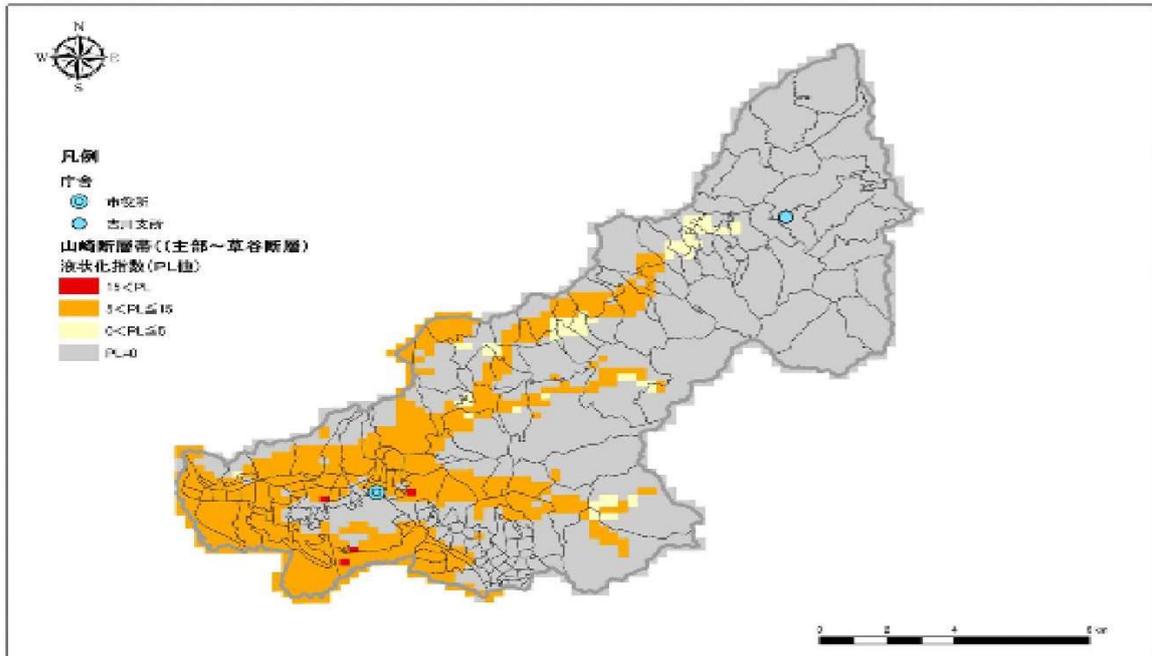


出典：三木市地域防災計画

図 震度分布図

3) 液状化

本市では、特に美囊川等の河川沿いは、砂の堆積によって形成されていることに加え、地下水位も高いため、液状化の可能性は高くなっています。また、盛土等により開発された地域では、局地的に液状化が発生する可能性があります。

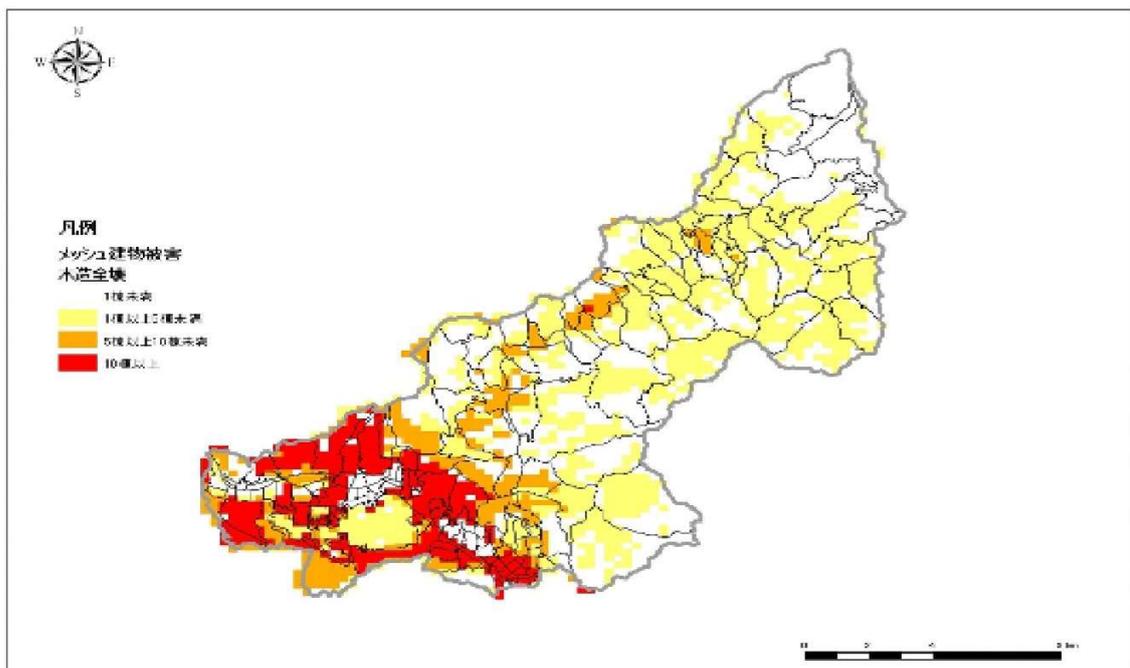


出典：三木市地域防災計画

図 液状化危険度分布図

4) 木造家屋被害

三木、別所、自由が丘及び緑が丘では、250m×250mメッシュ内で10棟以上の全壊が発生することが想定されています。

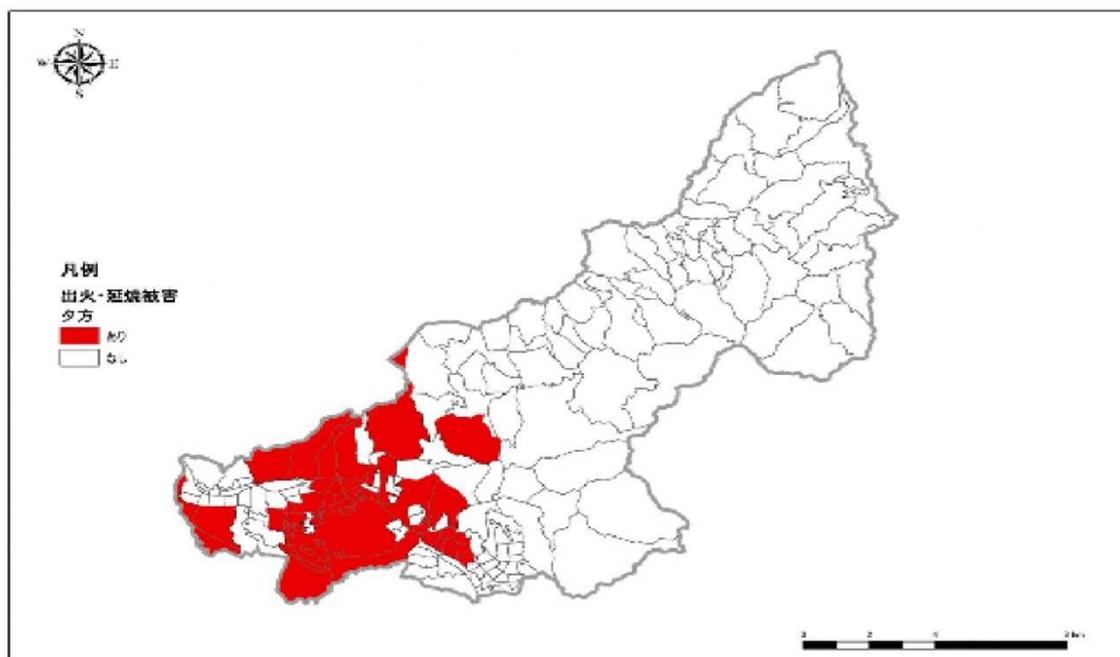


出典：三木市地域防災計画

図 木造家屋被害分布図（全壊）

5) 火災被害

火気使用率が最も高い夕方に地震が発生した場合は、特に三木地区において火災が発生することが想定されています。



出典：三木市地域防災計画

図 火災被害分布図（夕方）

6) 建物及び人的被害想定

①人的被害

死傷者は早朝のケースに最も多くなると想定され、市全体では死者約 1,000 人、負傷者約 1,500 人と想定されています。また、避難所生活者数も最大で約 15,000 人となると想定されています。

②建物被害

建物被害は、木造建築物の全壊が全体の約 4 割、非木造建築物の全壊が全体の約 1 割であり、多くの家屋で被害の発生が想定されています。

③火災

出火件数は夕方のケースが最大で約 40 件の市街地延焼に至る出火があり、延焼被害は約 240 棟の発生が想定されています。

表 被害想定（山崎断層帯主部+草谷断層 M-8 最大震度7）

地区	世帯数	人口	建物被害		出火・延焼被害		人的被害（早期）				避難生活者 （在宅避難者 を含む） *1.2 （人）	
			全壊 （棟）	半壊 （棟）	出火 件数 （件）	消失 棟数 （棟）	死者 （人）	重傷者 （人）	負傷者 （人）	避難所 生活者 （人）		
三木 地区	美濃川左岸	4,541	10,782	3,376	1,554	11	220	243	105	131	2,350	2,820
	美濃川右岸	4,144	9,798	2,653	1,684	9	6	158	72	126	1,947	2,330
三木南地区	2,511	6,390	1,510	1,053	3	2	88	35	79	1,168	1,400	
別所地区	2,651	6,852	2,221	1,225	5	4	136	59	83	1,429	1,710	
志染地区	1,096	3,086	1,246	1,114	1	1	78	19	36	595	710	
細川地区	837	2,334	845	904	1	1	54	14	28	454	540	
口吉川地区	742	1,934	694	902	0	0	45	8	20	367	440	
緑が丘地区	4,031	9,423	865	994	0	0	39	30	121	1,532	1,830	
自由が丘地区	6,659	16,623	1,764	1,500	8	8	105	97	201	3,088	3,700	
青山地区	2,098	6,160	162	309	0	0	7	9	96	812	970	
吉川地区	2,869	8,527	1,067	2,372	0	0	69	16	107	1,306	1,560	
計	32,179	81,909	16,403	13,611	38	242	1,022	464	1,028	15,048	18,010	

※三木南地区については、福井、さつき台、小林、広野地区としている。

出典：三木市地域防災計画

7) ライフラインの被害想定

①道路

県道20号（加古川三田線）、38号（三木三田線）、513号（三木環状線）等で被害が生じることが想定され、損壊等の道路施設全体の被害箇所数は約25箇所発生することが想定されています。

②鉄道

市内の区間で18箇所の被害箇所が生じることが想定されています。

③上水道

地震発生直後は、市のほぼ全世帯で断水となり、復旧には約2ヶ月を要すると想定されています。

④下水道

3割強の管が被害を受け、復旧には半年程度を要することが想定されています。

⑤都市ガス

発災直後から約1ヶ月間は全世帯で機能支障が出るものと想定されています。

⑥電力

発災直後はほぼ全域で停電し、1週間後でも約6割の地域に電力供給支障が生じていると想定されています。

⑦電話

固定電話の使用不能人口は、発災直後で1割強となることを想定されています。

表 ライフライン被害想定

被害想定項目		想定内容	単位	被害想定
交通施設	道路	被害箇所	箇所	25
	鉄道			18
ライフライン (発災1日後)	上水道	被害箇所	箇所	2,839
		断水人口	人	76,801
	下水道	被害箇所	箇所	36,446
		支障人口	人	18,398
	都市ガス	供給支障世帯	世帯	11,174
	電力	停電世帯		32,179
	通信	支障人口	人	11,467

出典：三木市地域防災計画

(2) 南海トラフ地震に対する地震防災対策推進区域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条第1項に基づき指定された兵庫県内の地震防災対策推進地域の区域は下表のとおりで、本市も指定されています。

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、**三木市**、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域

平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号

5. 想定するリスク

三木市地域防災計画において、本市で想定する自然災害としては次の通りとなっており、本計画においても、これに準じます。

(1) 地震による被害

本市は、南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条第1項に基づき指定された地震防災対策推進地域に指定されています。

また、山崎断層帯（主部北西部）と山崎断層帯（主部南東部）、草谷断層の3連動地震が発生した場合に想定されている規模（マグニチュード8.0、最大震度7）の地震に対する対策を検討します。

(2) 台風や集中豪雨等異常降雨による災害

台風の接近・通過、前線の活発化に伴う集中豪雨及びゲリラ豪雨により、河川氾濫、浸水及び土砂災害等の災害発生が想定されることから、これらに対する対策を検討します。

1) 河川氾濫、浸水

本市の市街地は、美囊川等を開析された平地部（氾濫平野）に形成されており、河川沿いは一様に浸水の可能性があります。なお、洪水時の堤防の決壊箇所は、一般的には、河川の屈曲部、河川勾配変化点、河川の合流点付近であり、これらの箇所には特に注意が必要であり、浸水に伴う人的被害、物的被害が想定されます。

過去に起こった災害のうち、最も浸水被害量が大きかったのは昭和20（1945）年10月の秋雨前線となっています。

直近の浸水被害としては、平成30年7月豪雨による被害があります。

2) 土砂災害

土砂災害は山地、丘陵地、台地部と平地部の境界部分に発生しやすく、台風や集中豪雨により誘発されるおそれがあり、人家への直接的な被害や交通網の途絶等が想定されます。

兵庫県は、土砂災害により住民の生命や身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地等の区域を、その現象の違いにより3つに分類し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定しています。

- ・土石流：岩屑が水と混合して、土砂の流れとなり谷や溪床に流下
- ・急傾斜の崩壊：山地斜面の崩壊等
- ・地すべり：山自体が塊で滑り落ちる

本市においては、土砂災害特別警戒区域が152ヶ所、警戒区域が265ヶ所（令和3（2021）年1月現在）指定されており、これらに対する対策についても検討します。

3) 風害

強風による被害としては、飛来物による人的、物的被害が考えられますが、その災害規模は想定が困難です。

市域においては、強風による過去の災害は少ないものの、今後想定され得る風害は台風に伴うものが考えられます。台風の進路の東側は特に風が強いことから、大型の台風が市域の西側を通る時には、風害が起こることを想定し、これらに配慮した対策をとる必要があります。

また、近年局所的な竜巻が頻繁に発生していることから、竜巻に対する対策についても検討します。

(3) 大規模な火災による災害

本市では、家屋が密集している地域での火災の発生による延焼等の危険性、広域な林地での観光客やハイカーの火の不始末や自動車からのタバコの投げ捨て等による林野火災の危険性を想定し、これらに対する対策についても検討します。

また、本市は『金物のまち』であることから、危険物や高圧ガスを使用する設備が多数あり、これらの爆発等に対する対策についても検討します。

第3章 国土強靱化の基本的な考え方

1. 基本目標

本計画の基本目標としては、国・県の基本目標との調和を図り、次の4つを掲げて関連施策を実行し、本市の強靱化を推進します。

【基本目標】

1. 人命の保護を最大限図ること
2. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
4. 迅速に復旧復興すること

2. 事前に備えるべき目標

基本目標の達成に向けて、事前に備えるべき事項は次の通りです。

事前に備えるべき目標
① 直接死を最大限防ぐ
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③ 必要不可欠な行政機能は確保する
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4章 強靱化に向けた現状と課題（脆弱性評価）

1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

本市で想定されるリスクとして第2章の5で示した、地震、台風や集中豪雨等の異常降雨による河川氾濫・浸水、土砂災害、風害、大規模な火災による災害や、本市の状況を踏まえ、本市のリスクシナリオ（起きてはならない事象）を次に示します。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	河川洪水や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	物資の供給・支援者の移動ルート途絶
	2-2	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-3	消防・救急等の被災等による救急・救助活動等における消防力の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者や高速道路閉塞時の避難困難乗員等の発生、混乱
	2-5	医療施設、高齢者福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、院内・施設内感染の発生、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6	被災地及び医療施設、要配慮者利用施設等における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下
	5-2	金物産業等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	山陽自動車道の分断等、内陸の基幹・地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力やガス等の長期にわたるエネルギー供給の停止
	6-2	上水道の長期にわたる供給停止
	6-3	下水道施設の長期にわたる機能停止
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞や交通麻痺
	7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	7-3	農地・森林等の被害による市土の荒廃
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

9. 独自シナリオ	9-1 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ
-----------	-----------------------------

2. 強靱化に向けた現状と課題（脆弱性評価）

本市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに現状を把握し、課題を明らかにします。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1. 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（1）公共建築物の耐震化

- 市有建築物は、用途廃止予定施設を除き、令和2（2020）年度中には耐震化が完了する予定となっています。今後は、市民ニーズや将来人口規模との適合性、財政状況等を踏まえ、施設の廃止や長寿命化を図る必要があります。
- 市営住宅についても耐震化が完了しており、本計画期間内に耐用年数を迎える建物はありませんが、中長期的な視野を持って計画的に廃止、長寿命化を図る必要があります。
- 市民活動センターについては、耐震化できていない状況にありますが、今後10年を目途に他施設との複合化を予定しており、現建物については廃止の方針となっています。

（2）緊急輸送道路沿道建築物及び不特定多数が集まる大規模建築物等の耐震化

- 現状では、緊急輸送道路沿道の建築物の把握を実施しておらず、災害時の安全確保等の観点から、耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路や市が指定する避難路沿道における一定規模以上の建築物について耐震状況の把握を行う必要があります。
- 不特定多数が集まる大規模施設については、耐震診断結果の報告が義務づけられており、本市では三木山陽病院、コープ志染、HOTEL THE PAVONE（ネスタリゾート神戸内）、自由が丘小学校、広野小学校、志染小学校、緑が丘東小学校、三木中学校、緑が丘中学校が該当していますが、いずれも耐震基準を満たしています。

（3）住宅の耐震化

- 住宅の耐震化率は74%（平成25（2013）年時点）となっており、三木市住宅耐震化促進事業による耐震改修工事等への補助金の交付や、県による住宅耐震改修工事に対する利子補給事業を実施しています。三木市耐震改修促進計画に基づき、目標達成に向けて、耐震化を促進する必要があります。
- 造成宅地については、大地震発生による滑動崩落や擁壁の倒壊等の宅地被害を防止するため、宅地の耐震性の向上を図る必要があります。

（4）空家対策の推進

- 三木市空家等の適正管理に関する条例に基づき、管理不全の空き家等の所有者等への指導等を行っています。
- 令和元（2019）年度に三木市空家等対策計画を策定し、計画に基づき、空家の発生抑制、適正管理、利活用、管理不全の空き家等への対応等、空き家対策を推進しています。

- 少子高齢化の進行等により、今後も空き家等が増加すると考えられることから、計画に基づく空き家対策を継続的に進める必要があります。

(5) 交通施設の耐震化

- 平成 25 (2013) 年度に三木市橋梁長寿命化計画を策定し、平成 30 (2018) 年度に見直しを行っており、計画に基づき、橋梁の耐震化及び修繕等の対策を実施しています。

1-2. 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(1) 密集市街地の改善

- 東播都市計画防災街区整備方針において、本市の福井 1・2・3 丁目、本町 1・2・3 丁目、府内町、芝町地区の 69.1ha が防災街区課題地域に位置づけられており、対象地区が 18 地区あります。その中からモデル地区を選定し、密集市街地の改善に向けた取組を進めています。
- 防災街区課題地域には、地域の魅力である古い町並みや狭い路地等が存在しており、これらの地域資源の保存・活用を含めた防災対策を構築する必要があります。

(2) 消防力の強化

- 住宅用火災警報器の設置率は 84% で近年は高止まり状況にあります。また、設置済みの住宅においても、電池や機器の取り替えが必要な住宅が発生しており、火災警報器の設置や取り替えを呼びかけていく必要があります。
- 緊急時対応として、近隣市町等との消防相互応援協定を締結 (9 件) しています。
- 本市が被災した場合に備え、三木市緊急消防援助隊受援計画を策定しています。なお、緊急消防援助隊には現在 6 隊が登録されており、有事に備え、毎年、合同訓練等を実施しています。
- 市内における耐震性防火水槽の設置状況は 28% となっており、新規設置にあたっては耐震性を推奨しています。また、既存の防火水槽の耐震化も進めていく必要があります。

1-3. 河川洪水や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(1) 河川保全施設の整備

- 本市では美囊川沿いを中心に洪水浸水想定区域に含まれており、直近では平成 30 年 7 月豪雨により浸水被害が発生しています。これらを踏まえ、県により護岸工事や土砂浚渫等が進められています。
- 市管理の普通河川においては、土砂浚渫を行うとともに、災害時に被害があった箇所の復旧工事を実施しています。また、平時において、河川や水路、樋門、ポンプ場等の定期的な点検を行っています。

- 呑吐ダム（近畿農政局所管）において、大雨時にダムが決壊する恐れがある場合に実施する志染川への事前放流時には、呑吐ダム管理事務所と連携し、河川沿い住民へサインや警報車等による周知を実施しています。
- 地球温暖化の影響により、全国的にゲリラ豪雨等が頻発しており、本市でも降水量が増加傾向にあることから、国・県との連携のもと、河川改修事業や土砂浚渫を推進します。

（２）減災のためのソフト対策

- 消防本部では三木警察署と合同で豪雨による河川増水を想定した水防訓練を実施しており、職員の水防技術の向上及び水防意識の高揚、体制の充実強化を図っています。
- 三木市防災情報マップを作成し、市民へ全戸配布するとともに、市のホームページに掲載し、防災意識の向上及び指定避難所の位置等の周知を行っています。
- 市民に向けては広報やパンフレット等の配布物、市のホームページや研修会等の様々な方法を通じて、災害関連の情報提供と防災意識の高揚を図っています。
- 市民一人ひとりの防災意識の高揚に向けて、市公式SNS等の様々な媒体を通じて情報提供を行っています。
- 本市では自治会の自主防災組織の設置率は100%となっており、訓練等の防災活動は、令和元（2019）年度において地域単位で6地域、自治会単位では183地区で実施しています。今後も自主防災組織の訓練等の活動を継続していく必要があります。
- 水防法の改正を受け、兵庫県が新たに浸水想定区域を指定したことに伴い、三木市防災情報マップを更新するとともに、市民に配布することにより、防災意識の向上並びに指定避難所の周知徹底を図ります。

1-4. 土砂災害等による多数の死傷者の発生

（１）土砂災害対策

- 本市で土砂災害特別警戒区域等（土石流・急傾斜地崩壊・地すべり）に指定されている箇所は、特別警戒区域が152ヶ所、警戒区域が265ヶ所（令和3（2021）年1月現在）となっています。特別警戒区域等のうち、特に危険と思われる箇所については、危機管理課を含む関係部署（道路河川課、建築住宅課等）で年間60箇所程度のパトロールを実施しています。
- 三木市防災情報マップを作成し、全戸配布や市のホームページに掲載して市民への周知を行うとともに、特別警戒区域等の住民や土地所有者に対し、防災措置の助言、指導、支援を行っています。
- 警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設に対しては、その施設を公表し、円滑な避難が行われるよう、情報の伝達方法を定めています。
- 今後の災害に備えて県と連携し、砂防堰堤、急傾斜地等の施設整備を推進する必要があります。

- 人的被害を防ぐため、特別警戒区域内の危険性についての理解に向けた説明を継続して行う必要があります。また、特別警戒区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を促進する必要があります。

(2) 地すべり・治山対策

- 本市において地すべり防止区域は 37 ヶ所、崩壊土砂流出危険地区は 3 ヶ所、山腹崩壊危険地区は 37 ヶ所が指定されています。
- 三木市防災情報マップを作成し、全戸配布や市のホームページに掲載して市民への周知を行うとともに、指定地域の住民や土地所有者に対し、予防上必要な知識及び応急措置の方法等を指導しています。
- 県と連携し、住民への危険区域について周知を行うとともに、地すべり対策事業・治山事業を推進する必要があります。

(3) ため池対策

- 本市で特定ため池（農業用ため池管理保全法第 7 条第 1 項に基づく「特定ため池」、ため池保全条例第 17 条第 1 項に基づく「特定ため池」）に指定されているため池は、866 ヶ所（令和 2（2020）年 11 月時点）となっており、そのうち決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池は 535 ヶ所となっています。
- 台風や集中豪雨等によるため池等による災害を予防するため、ため池管理者及び水利関係者に対し、管理に関する知識及び応急措置の方法等の指導を行っています。
- 防災重点ため池の調査結果に基づき、計画的な改修、未利用ため池の廃池を進める必要があります。
- ため池の計画的な定期点検と適切な日常管理に向けて、ため池管理者への啓発を図るとともに、決壊等の発生を防止する必要があります。
- 防災重点ため池については、ため池ハザードマップ又は氾濫解析図を作成し、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に広く情報提供する必要があります。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1. 物資の供給・支援者の移動ルート途絶

(1) 広域道路交通機能の強化

◆緊急輸送道路

- 本市内では、国交省管理 1 路線、NEXCO 管理 3 路線、県管理 7 路線、市管理 3 路線が緊急輸送道路に指定されています。
- 緊急輸送道路に指定されている市道（3 路線）は全て改良済みとなっています。
- 市管理以外の緊急輸送道路についても、ネットワーク強化のため早期に整備する必要があります。

◆東西連携軸・南北連携軸

- 東西連携軸である志染バイパスの(主)平野三木線から(主)神戸加東線までは、県により事業が進められています。また、(主)三木穴栗線（高木末広バイパス）についても県により進められており、令和 3（2021）年に事業完了予定となっています。
- (仮)三木スマートインターチェンジが令和 2（2020）年に事業化され、整備に向けた検討を進めています。新たに緊急輸送道路へのアクセスが可能となるため、早期完成を実現する必要があります。

(2) 地域道路交通機能の強化

- 市道については、(市)高木平田線が供用済みで、その他、(市)岩宮大村線、(市)加佐草加野線が事業中となっています。
- 市内の緊急輸送道路を補助する道路を早期に整備する必要があります。
- 本市が管理する橋長 2 m 以上の橋梁を対象に「兵庫県道路橋定期点検要領（兵庫県市町版(案)）」による定期点検を実施し、その結果から、「三木市橋梁長寿命化修繕計画」を見直し、計画に基づいた橋梁の補修等を実施しています。

2-2. 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(1) 食料、飲料水の供給確保

- 「三木市備蓄計画」を策定し、本市における最大被害想定（避難所生活者数約 15,000 人）に基づき備蓄を行っています。また、備蓄方法は、市役所をはじめ消防本部、市内 10 地区の防災拠点に分散備蓄を行っています。
- 既に実施している乳幼児向けの備蓄の他に、高齢者、アレルギー疾患患者、災害時要援護者を想定した物資等、多様なニーズに対応した備蓄が必要です。また、引き続き、発災後 3 日間の備蓄の確保が必要です。
- 他の自治体との広域応援協力体制、民間事業者等との協定締結等により食料、飲料水等

の確保を行っており、円滑な運用に向けて、体制づくりや人材確保、訓練の実施等が必要です。

- 兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、他の市町水道事業体に応援要請できる体制を確立しています。

(2) 水道施設の耐震化

- 水道管については、管路総延長（約 620km）の1%の6 km を年間更新延長として管路の更新と耐震化を進めています。
- 人口減少に伴う給水収益が減少しているにもかかわらず、施設の更新・耐震化に多額の費用が必要となるため、収支バランスを考慮し事業を実施する必要があります。
- 浄水施設については、西部浄水場は令和3（2021）年度耐震化完了予定となっています。
- 配水池については、容積比で94.8%と主要な配水池の耐震化は完了しています。

(3) 広域的な応援体制の整備

- 本市内の各配水区域間を連絡し、水道水の相互融通を行っています。
- 神戸市と相互応援できるように水道水の連絡管を整備しており、合同訓練も実施しています。
- 兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、応援・受援の机上訓練、応急給水実務訓練を毎年実施しています。
- 全国の水道事業体で構成する公益社団法人日本水道協会に所属し、インフラ被災が発生した場合は、日本水道協会が定める災害時対応マニュアルにより、兵庫県支部を通じて、各市町の水道事業体同士相互に応援するよう協定を締結しています。
- 未曾有の災害に対応するため、他市との連携を進め、更なる広域的な応援体制を構築するとともに、訓練の実施や教育により、職員の緊急対応能力の向上を図る必要があります。

(4) 各家庭や職場等における食料・燃料備蓄量の確保

- 「三木市備蓄計画」を策定し、家庭や職場で平時から3日分の食料、飲料水及び発災直後に不可欠な生活必需品等を備蓄するように啓発を行っています。

2-3. 消防・救急等の被災等による救急・救助活動等における消防力の絶対的不足

(1) 消防・救急体制の強化

- 消防力の強化・保持に向けて、消防署、消防車両等の計画的な配備・更新を行っており、今後も計画的に更新していく必要があります。
- 消防職員の人材を育成するため、兵庫県消防学校、消防大学校への入校等で災害現場対応能力の向上を図っています。

- 救急救命士、指導救命士、認定救命士の養成や、災害派遣医療チーム（DMAT）研修、病院実習、各種研修への参加等により、高度救急業務の維持、推進を図っています。
- 平成30（2018）年度から救急救命士を2名ずつ養成していますが、市民の生命や安全を守る救急救命士には市民から大きな期待が寄せられていることから、引き続き救急救命士の養成を計画的に実施していく必要があります。
- 消防職員の人材育成に向けて、研修会等に積極的に参加していく必要があります。

（2）地域の防災組織の災害対応力強化

- 三木市防災情報マップを作成し、市民へ全戸配布するとともに、市のホームページに掲載し、防災意識の向上及び指定避難所の位置等の周知を行っています。
- 消防団への入団を促進するとともに、消防車両や消防団器具庫の維持管理・更新等を計画的に行っています。
- 地域消防団に加え、企業連携消防団を発足しており、平日昼間や大規模災害時の地域防災力の充実強化に取り組んでいます。
- 市民に向けては広報やパンフレット等の配布物、市のホームページや研修会等の様々な方法を通じて、災害関連の情報提供と防災意識の高揚を図っています。

2-4. 想定を超える大量の帰宅困難者や高速道路閉塞時の避難困難乗員等の発生、混乱

（1）帰宅困難者対策の推進

- 関西広域連合相互応援協定に基づき設置される災害時帰宅ステーションを利用し、ステーションに参画するコンビニ等事業所において、帰宅困難者の支援が可能となっています（登録店舗数9,400店舗）。
- 一時及び予備避難所等として、ネスタリゾート神戸、兵庫県広域防災センター、イオン三木店と災害応援協定を締結しています（防災センターとは覚書で締結）。
- ゴルフ場やレジャー施設等利用者等の避難誘導や帰宅困難者の一時滞在等の支援の更なる充実とともに、民間事業者による備蓄の充実が必要です。

2-5. 医療施設、高齢者福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、院内・施設内感染の発生、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

（1）医療施設の耐震化

- 市内及び関連医療施設の耐震化の状況を把握する必要があります。
- 高齢者福祉施設の防災・減災に係る施設整備をする必要があります。

（2）救急・医療体制の充実

- 新規救急救命士、指導救命士、認定救命士の養成や、災害派遣医療チーム（DMAT）

研修、病院実習、各種研修会への参加等により、高度救急業務の維持、推進を図っています。

- 平成 30（2018）年度から救急救命士を 2 名ずつ養成していますが、市民の生命や安全を守る救急救命士には市民から大きな期待が寄せられていることから、引き続き救急救命士の養成を計画的に実施していく必要があります。
- 災害時の現場対応能力の更なる向上を図る必要があります。

（3）病院等医療機関における非常用電源等の確保

- 市内及び関連医療施設の非常用電源等の設置状況を把握する必要があります。

2-6. 被災地及び医療施設、要配慮者利用施設等における疫病・感染症等の大規模発生

（1）被災地における疫病・感染症対策に係る体制の構築

- 感染症対策として、平時から市内在住の子どもの予防接種や、高齢者等へのインフルエンザの予防接種を無料で実施しており、接種率の向上を図る必要があります。
- 平成 27（2015）年に新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、市の体制や感染症の発生段階ごとの市の対応を示しています。
- 令和 2（2020）年に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成しており、災害時の避難所での新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底を図る必要があります。

（2）下水道施設の耐震化

- 下水道処理場の処理施設の耐震化・浸水対策を行っています。
- 三木市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠、処理場、マンホール等の点検・調査、更新を行っています。
- 吉川浄化センターについては、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保できる耐水化対策を図る必要があります。
- 今後も、下水道施設の耐震化・浸水対策・長寿命化を図る必要があります。
- 農業集落排水事業の処理区域においては、平成 27（2015）年度に金会処理区域を平成 30（2019）年度に毘沙門処理区域を公共下水道に統合しています。また、興治処理区域と細川処理区域についても公共下水道に統合すべく工事を行っています。

2-7. 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（1）緊急避難場所・避難所の開設・運営

- 1 次避難所、2 次避難所、災害時要援護者等に対応した福祉避難所を設定していますが、

避難所の耐震化率は98%となっており、耐震化または別の施設の指定等の対応が必要となっています。

- 災害別に避難所を指定しており、これについての市民への周知を図る必要があります。
- 避難所の円滑な運営に向けて、避難所開設運営の流れや注意事項を示した避難所開設・運営計画を策定しています。
- 令和2（2020）年に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成しており、災害時の避難所での新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底を図る必要があります。
- 災害時に2次避難所の運営支援に向けて、関西国際大学と三木市避難所運営サポーターに関する協定を締結しています。

（2）避難所の質の向上

- 令和2（2020）年に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成しており、災害時の避難所での新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底を図る必要があります。
- 避難所の電気供給用として電気自動車を購入するとともに、民間事業者から電気自動車の貸与を受ける協定を締結しています。
- 避難所物資として段ボールベッド、間仕切りパーテーション等の避難生活の質を確保できる装備を各避難所に備蓄をしていますが、備蓄スペースが不足しており、集中管理で保管しているものもあります。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1. 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 市庁舎等の防災機能の強化

- 本庁舎・支所、消防本部・分署の耐震化は完了しています。
- 本庁舎の非常用電源としては、発電機を設置しており、約8時間の稼働が可能となっています。非常用電源を8時間以上(72時間)稼働させるためには、非常用発電機に給油の必要があります。
- 必要に応じて「三木市地域防災計画」の見直しを行っており、今後も状況に応じて見直しを行う必要があります。

(2) 業務継続体制の確保

- 行政業務について、業務継続計画(BCP)を策定しており、災害時の業務の円滑な遂行に向けて、職員研修や訓練を行う必要があります。
- 災害時の円滑な対応に向けて、タイムラインを作成する必要があります。
- コンピュータのバックアップの構築、データの分散保管等により、行政内データの保護と迅速な回復、業務の継続が行える体制を整える必要があります。

(3) 市域を越えた連携強化

- 災害が発生または発生するおそれがある場合の緊急時に備えて、災害応援協定を県外3自治体のほか、民間事業者、大学等と協定を締結しており、さらに連携の強化を図る必要があります。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1. 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(1) 防災拠点における情報通信設備等の確保

- 消防デジタル無線は、基地局 2 基・車載 22 基・可搬 1 基・卓上 2 基・携帯 67 基が導入済みとなっており、今後も継続して機器の充実・更新を行う必要があります。
- 兵庫衛星通信ネットワークを活用し、防災情報の迅速で確実な伝達が実現されています。
- Lアラート、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（兵庫フェニックス防災システム）、三木市情報ネットワークシステム、防災行政無線、衛星電話等の通信手段を確保しています。
- 国や関係機関、市民等と確実に情報を入手・伝達できるよう、情報収集・伝達手段の多重化を図る必要があります。
- 情報の入手・伝達手段の多くが電源を必要とすることから、複数の電源を確保する必要があります。

(2) 防災情報共有システムの適切な管理、訓練

- 各施設・コミュニティFMのJアラート訓練参加、移動系無線の通信訓練、携帯電話のメール配信テスト等を実施しており、災害時に確実に機能するよう、担当職員の訓練が必要となっています。

4-2. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 災害関連情報の伝達手段の多重化

- Jアラート、Lアラート、防災緊急通知システム、三木安全安心ネット、FMみっきい、市ホームページ、データ放送、市公式SNS、自主防災組織への電話連絡、広報車等の様々な伝達手段を用いて市民に防災情報を伝達しています。
- 高齢者や災害時要援護者のうち、携帯電話やスマートフォンを所有していない人に対して、防災緊急通知システム（固定電話やFAXによる通知）を導入しています。
- 市民が確実に情報を入手・伝達できるよう、情報収集・伝達手段の多重化を図る必要があります。
- 情報の入手・伝達手段の多くが電源を必要とすることから、複数の電源を確保する必要があります。

(2) 市民の防災意識の向上

- 三木市防災情報マップを作成し、市民へ全戸配布するとともに、市のホームページに掲載し、防災意識の向上及び指定避難所の位置等の周知を行っています。
- 市民に向けては広報やパンフレット等の配布物、市のホームページや研修会等の様々な

方法を通じて、災害関連の情報提供と防災意識の高揚を図っています。

- 市民一人ひとりの防災意識の高揚に向けて、SNS等の様々な媒体を通じて情報提供を行っています。
- 本市では自治会の自主防災組織の設置率は100%となっており、訓練等の防災活動は、令和元（2019）年度において地域単位で6地域、自治会単位では183地区で実施しています。今後も自主防災組織の訓練等の活動を継続していく必要があります。

（3）地域の防災組織の災害対応力強化

- 防災上、何らかの配慮を要する者に対する支援に向けて、名簿を作成しています。
- 災害時要援護者の避難支援全体計画を策定し、災害時の対応を定めており、計画に基づき、要援護者及び支援者に対し、災害時対応について周知する必要があります。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1. サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下

(1) 市内事業所BCP策定の推進

- 被災した中小企業者に対する資金対策として、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）の融資限度額の引き上げや、民間金融機関の保証付き融資における信用保証枠の拡大措置等が行われています。
- 農林業者に対しては、日本政策金融公庫（農林水産事業）等の融資制度による救済措置が講じられています。
- 市では、県及び関係団体等の支援協力を得て、各種融資制度等の広報活動を実施しています。
- 現在、市内事業所に対してBCP策定の働きかけは行っていませんが、事業活動の継続に向けて、働きかける必要があります。

5-2. 金物産業等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(1) 工場・事業所等における消防防災体制の充実強化

- 消防用設備の未設置、点検未報告及び自衛消防訓練未実施対象物への査察を重点的に実施しています。
- 秋、春の火災予防運動及び査察時に、自衛消防訓練の実施を促進、指導しています。
- 今後は、防火管理者選任義務外の対象物についても、積極的に自衛消防訓練の実施促進を行っていく必要があります。

5-3. 山陽自動車道の分断等、内陸の基幹・地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) 広域道路交通機能の強化

◆緊急輸送道路

- 本市内では、国交省管理1路線、NEXCO管理3路線、県管理7路線、市管理3路線が緊急輸送道路に指定されています。
- 緊急輸送道路に指定されている市道（3路線）は全て改良済みとなっています。
- 市管理以外の緊急輸送道路についてもネットワーク強化のため早期に整備する必要があります。

◆東西連携軸・南北連携軸

- 東西連携軸である志染バイパスの(主)平野三木線から(主)神戸加東線までは、県により事業が進められています。また、(主)三木宍粟線（高木末広バイパス）についても県に

より進められており、令和3（2021）年に事業完了予定となっています。

- （仮）三木スマートインターチェンジが令和2（2020）年に事業化され、整備に向けた検討を進めています。新たに緊急輸送道路へのアクセスが可能となるため、早期完成を実現する必要があります。

（2）地域道路交通機能の強化

- 市道については、（市）高木平田線が供用済みで、その他、（市）岩宮大村線、（市）加佐草加野線、が事業中となっています。
- 市内の緊急輸送道路を補助する道路を早期に整備する必要があります。
- 本市が管理する橋長2m以上の橋梁を対象に「兵庫県道路橋定期点検要領（兵庫県市町版(案)）」による定期点検を実施し、その結果から、「三木市橋梁長寿命化修繕計画」を見直し、計画に基づいた橋梁の補修等を実施しています。

（3）鉄道機能の強化

- 鉄道駅のうち、恵比須駅は平成13（2001）年に建設されており、耐震基準を満たしています。それ以外の駅舎は耐震基準を満たしておらず、耐震化を促進する必要があります。

5-4. 食料等の安定供給の停滞

（1）食料、飲料水の供給確保

- 「三木市備蓄計画」を策定し、本市における最大被害想定（避難所生活者数約15,000人）に基づき備蓄を行っています。また、備蓄方法は、市役所をはじめ消防本部、市内10地区の防災拠点に分散備蓄を行っています。
- 既に実施している乳幼児向けの備蓄の他に、高齢者、アレルギー疾患患者、災害時要援護者を想定した物資等、多様なニーズに対応した備蓄が必要です。また、引き続き、発災後3日間の備蓄の確保が必要です。
- 他の自治体との広域応援協力体制、民間事業者等との協定締結等により食料、飲料水等の確保を行っており、円滑な運用に向けて、体制づくりや人材確保、訓練の実施等が必要です。
- 兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、他の市町水道事業体に応援要請できる体制を確立しています。

（2）農林業に係る生産基盤等の強化

- 多面的機能支払制度を利用し、農業施設の修繕、長寿命化対策を進め、維持管理の省力化、適正化を図っています。
- 農村の高齢化、後継者不足を補うため、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払事業を活用し、維持管理の共同活動を進めるとともに、農地中間管理制度を利用した農地の集約化を進め、営農組合や認定農業者により耕作放棄地の発生防止を図っています。
- 生産した農作物および農産加工品等の販売力を確保することで生産基盤の強化につなげ

るため、吉川町吉安・大沢地区の直売所施設「山田錦の館」を含む「山田錦の郷」の再整備による機能の強化が必要です。

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1. 電力やガス等の長期にわたるエネルギー供給の停止

(1) ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化

- ガス導管については、ガス事業法、並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づいて設計、施工しています。高圧導管、中圧導管は溶接鋼管や、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用しています。低圧導管については、新設及び入替時に耐震性に優れた材料の導入を進めており、今後さらに耐震化を促進する必要があります。
- ガス事業者により、地震発生時ガス管の被害を予測し、供給停止判断や復旧作業計画等に活用する「地震被害予測システム」の運用や、ガスの供給の継続と二次被害の防止に向けたガス供給の一時停止を行えるよう、導管網のブロック化や遠隔遮断装置システムの導入を行っています。また、各地域の災害対策機関との通信の確保、要員確保・教育訓練等の防災体制の整備も進めています。
- 電力施設については、主要機器及び配送電設備の耐震化を進めるとともに、電力の安定供給に向けて、主要通信系統の2ルート化等の通信設備の確保や、電気設備の予防点検等を行っています。
- 災害時対策として、ライフライン事業者も参加し、三木市総合防災訓練を実施しています。

(2) 多様な電力等の導入促進

- 小学校において太陽光発電を導入する等、再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 災害時に通常エネルギーが不足した場合等に、再生可能エネルギーが利用できるように図る必要があります。

6-2. 上水道の長期にわたる供給停止

(1) 水道施設の耐震化

- 水道管については、管路総延長（約620km）の1%の6kmを年間更新延長として管路の更新と耐震化を進めています。
- 人口減少に伴う給水収益が減少しているにもかかわらず、施設の更新・耐震化に多額の費用が必要となるため、収支バランスを考慮し事業を実施する必要があります。
- 浄水施設については、西部浄水場は令和（2021）3年度耐震化完了予定となっています。
- 配水池については、容積比で94.8%と主要な配水池の耐震化は完了しています。

(2) 広域的な応援体制の整備

- 本市内の各配水区域間を連絡し、水道水の相互融通を行っています。
- 神戸市と相互応援できるように水道水の連絡管を整備しており、合同訓練も実施しています。

- 兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、応援・受援の机上訓練、応急給水実務訓練を毎年実施しています。
- 全国の水道事業者で構成する公益社団法人日本水道協会に所属し、インフラ被災が発生した場合は、日本水道協会が定める災害時対応マニュアルにより、兵庫県支部を通じて、各市町の水道事業者同士相互に応援するよう協定を締結しています。
- 未曾有の災害に対応するため、他市との連携を進め、更なる広域的な応援体制を構築するとともに、訓練の実施や教育により、職員の緊急対応能力の向上を図る必要があります。

6-3. 下水道施設の長期にわたる機能停止

(1) 下水道施設の耐震化

- 下水道処理場の処理施設の耐震化・浸水対策を行っています。
- 三木市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠、処理場、マンホール等の点検・調査、更新を行っています。
- 吉川浄化センターについては、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保できる耐水化対策を図る必要があります。
- 今後も、下水道施設の耐震化・浸水対策・長寿命化を図る必要があります。
- 農業集落排水事業の処理区域においては、平成 27 (2015) 年度に金会処理区域を平成 30 (2018) 年度に毘沙門処理区域を公共下水道に統合しています。また、興治処理区域と細川処理区域についても公共下水道に統合すべく工事を行っています。
- 災害発生時に汚水処理業務が中断しないよう B C P (事業継続計画) を策定します。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1. 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞や交通麻痺

(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- 現状では、緊急輸送道路沿道の建築物の把握を実施しておらず、災害時の安全確保等の観点から、耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路や市が指定する避難路沿道における一定規模以上の建築物について耐震状況の把握を行う必要があります。

(2) 緊急輸送体制の整備と交通制御

- 県が指定する緊急輸送路指定路線（14 路線）を地域防災計画に掲載しています。災害応急対策として一般車両の通行を禁止・制限する緊急交通路の決定手続きは県警察本部の計画によります。
- 啓開する緊急交通路は、緊急輸送コーディネートを編成し、人員や活動に必要な物資等の調整後、決定します。
- 災害応急活動に必要な物資の搬送等のため、緊急輸送道路の整備に加えて、緊急車両等の通行を確保する緊急交通路の設定等、緊急輸送体制を構築する必要があります。
- 交通規制・制御への民間プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備等の新たな取組が必要となっています。

7-2. ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

(1) ため池等の整備

- 本市で特定ため池（農業用ため池管理保全法第7条第1項に基づく「特定ため池」、ため池保全条例第17条第1項に基づく「特定ため池」）に指定されているため池は、866ヶ所（令和2（2020）年11月時点）となっており、そのうち決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池は535ヶ所となっています。
- 防災重点ため池の調査結果に基づき、計画的な改修、未利用ため池の廃池を進める必要があります。

(2) ため池の計画的な定期点検と適切な日常管理の推進

- 台風や集中豪雨等によるため池等の災害を予防するため、ため池管理者及び水利関係者に対し、管理に関する知識及び応急措置の方法等の指導を行っています。
- ため池の適切な管理に向けて、管理者への啓発を図り、ため池等の計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、決壊等の発生を防止する必要があります。

(3) 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- 本市で土砂災害特別警戒区域等（土石流・急傾斜地崩壊・地すべり）に指定されている箇所は、特別警戒区域が152ヶ所、警戒区域が265ヶ所（令和3（2021）年1月現在）となっています。特別警戒区域等のうち、特に危険と思われる箇所については、危機管

理課を含む関係部署（道路河川課、建築住宅課等）で年間 60 箇所程度のパトロールを実施しています。

- 三木市防災情報マップを作成し、全戸配布や市のホームページに掲載して市民への周知を行うとともに、特別警戒区域等の住民や土地所有者に対し、防災措置の助言、指導、支援を行っています。
- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要があります。
- 人的被害を防ぐため、特別警戒区域内の危険性についての理解に向けた説明を継続して行う必要があります。また、特別警戒区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を促進する必要があります。
- Jアラート、Lアラート、防災緊急通知システム、三木安全安心ネット、FMみっきい、市ホームページ、データ放送、市公式SNS、自主防災組織への電話連絡、広報車等の様々な伝達手段を用いて市民に防災情報を伝達しています。
- 特別警戒区域内の防災上配慮を要する者が利用する施設に対して、施設を公表し、円滑な避難が行われるよう、情報の伝達方法を定めています。
- 高齢者や災害時要援護者のうち、携帯電話やスマートフォンを所有していない人に対して、防災緊急通知システム（固定電話やFAXによる通知）を導入しています。
- 防災重点ため池については、ため池ハザードマップ又は氾濫解析図を作成し、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に広く情報提供する必要があります。

7-3. 農地・森林等の被害による市土の荒廃

（1）農地・農業水利施設等の保全管理

- 県及び市が、毎年、地すべり施設の点検を行い、不具合が見つかった段階で、県が施設の補修等を行っています。
- 多面的機能支払制度に取り組む農地が 2,390ha あり、地域の共同活動により、農地、施設の点検及び機能診断を行い、遊休農地の発生防止や施設の機能不全解消等の措置により、農地の洪水抑止機能等の多面的機能の維持に努めています。
- ため池改修と併せた事前放流施設が 13 ヶ所整備されており、水利委員を中心に、豪雨等が想定される際に貯水量の調整を行っています。
- 農業施設の適正な点検、管理を行い、有事の際に被害を最小限に抑える必要があります。
- 鳥獣による被害から営農意欲の低下や耕作放棄などに繋がらないよう、深刻化している有害鳥獣被害への対策を一層進める必要があります。

（2）森林の保全管理

- 毎年、山腹崩壊危険箇所をパトロールし、森林の崩壊により、家屋等に被害が生じると

判断された箇所において、治山事業等による防災工事を行っています。

- 森林の維持・保全を図る必要があります。
- 里山整備や荒廃竹林の解消につながる取り組みを推進しています。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害廃棄物処理

- 三木市清掃センターでの処理可能量がわずかであることから、大規模災害発生時には他市町村や民間事業者等に処理を委託する必要があります。
- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る必要があります。
- アスベスト対策やリサイクルに配慮する必要があります。

(2) 堆積土砂の撤去

- 災害等により宅地等に土砂・廃棄物等が堆積した場合の撤去方策を検討する必要があります。

8-2. 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

(1) 文化財の耐災性の向上

- 屋外に構築された文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する必要があります。
- みき歴史資料館等の展示・収蔵建築施設は耐震基準を満たしていますが、展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう取組む必要があります。

9. 独自シナリオ

9-1. 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ

(1) 地域の防災・復興人材の育成

- 地域の防災・復興人材の育成は、自主防災組織を基礎単位として行われており、自主防災組織は本市の全自治会で設置され、6地域・183地区で防災訓練等が行われています。発災時の的確な避難活動に向けて、自主防災組織による防災活動の活性化を図るとともに、活動が復旧復興にも繋がるよう、対応力のある人材育成を体系的に行う必要があります。
- 市民に対しては、三木市防災情報マップの全戸配布やホームページへの掲載、広報誌やパンフレットの配布、研修会等により防災情報の周知と防災意識の高揚を図っています。今後は、防災・避難だけでなく、復興活動にも円滑に移行できるよう、事前に復興のイメージを周知しておく必要があります。

(2) 災害ボランティア活動支援体制の整備

- 災害ボランティアの受援については、地域防災計画に基づき、被害・災害応援活動や人員・物資等の充足状況を把握し、必要に応じて災害ボランティアセンターを開設して応援を要請することになっていますが、開設のタイミングやボランティアへの支援内容の明確化等、災害ボランティア活動の円滑な運営ができるよう備える必要があります。

(3) 地籍調査の実施

- 災害後の円滑な復旧・復興と土地境界トラブルの未然防止を図るため、土地に関する筆界等を明確にする地籍調査を実施する必要があります。

第5章 強靱化に向けた施策の推進方針

本市の強靱化に向けた現状と課題（脆弱性評価）を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針、重点施策を次に示します。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1. 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

施策の推進方針
<p>(1) 公共建築物の耐震化</p> <p>◇担当課：経営管理課、建築住宅課</p> <ul style="list-style-type: none">三木市公共施設等総合管理計画、三木市公共施設再配置計画において廃止となる市有建築物については、近隣住民等への説明を行いながら、計画的に進めます。今後も継続して活用していく公共施設については、三木市公共施設等総合管理計画、三木市公共施設再配置計画等に基づき、計画的な改修を実施し、長寿命化を図ります。市営住宅については、三木市公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数が経過した住宅の廃止及び長寿命化を計画的に進めます。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">計画に基づいた公共施設の長寿命化、廃止等の推進計画に基づいた市営住宅の長寿命化、廃止等の推進
<p>(2) 緊急輸送道路沿道建築物及び不特定多数が集まる大規模建築物等の耐震化</p> <p>◇担当課：建築住宅課</p> <ul style="list-style-type: none">緊急輸送道路や市が指定する避難路沿道における一定規模以上の建築物の耐震状況を把握し、耐震基準を満たしていない建築物の所有者に対して、耐震改修等の促進を図ります。最新の耐震改修促進法に基づき、三木市耐震改修促進計画を改定します。大地震に備えて事前に被災建築物応急危険度判定体制の整備や兵庫県住宅再建共済制度の加入促進を図ります。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">三木市耐震改修促進計画の策定（改定）緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の推進

(3) 住宅の耐震化

◇担当課：建築住宅課

- 住宅については、引き続き三木市住宅耐震化促進事業を実施するとともに、必要に応じて施策の検討を行います。
- 市民に対し、各種補助金の情報提供や耐震化の啓発を行います。
- 大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査等の実施を行います。

【主な施策】

- 三木市耐震改修促進計画の策定（改定）
- 住宅耐震促進事業の推進（住宅・建築物安全ストック形成事業の推進、地域住宅計画に基づく事業の推進）
- 耐震診断・耐震改修の周知・広報

(4) 空家対策の推進

◇担当課：生活安全課

- 今後も三木市空家等対策計画に基づき、空き家対策を推進します。

【主な施策】

- 空き家等適正管理事業の推進

(5) 交通施設の耐震化

◇担当課：道路河川課

- 今後も継続して三木市橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な補修等を実施し、長寿命化を図ります。

【主な施策】

- 道路橋梁管理事業
- 橋梁道路維持補修事業

重点施策

- 三木市公共施設再配置計画に基づく市有建築物の計画的な廃止
- 交通量の多い橋梁や跨道橋等の落橋に伴う社会的影響の大きな橋梁の耐震化
- 緊急輸送道路や避難路に位置づけられる道路施設の耐震化
- 三木市耐震改修促進計画の策定（改定）

1-2. 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

施策の推進方針

(1) 密集市街地の改善

◇担当課：都市政策課

- ・ 密集市街地改善パンフレット及び兵庫県密集市街地整備マニュアルに基づき古い町並み等の歴史的資源の保存と防災対策の両立を図りながら、防災街区課題地域の改善に取り組みます。

【主な施策】

- ・ 啓発活動（防災訓練、教育）の推進
- ・ 普及啓発活動（防災に関する情報、教育）の推進
- ・ 密集市街地におけるローカルルールの方策
- ・ 地区の防災情報マップの作成と活用
- ・ 建物の耐震化、防火化の促進
- ・ 建て替えの促進
- ・ 空き家対策の推進
- ・ 避難路の設定
- ・ 緊急車両進入路の整備
- ・ 防災空地の設置
- ・ 消防と連携した防災活動の推進
- ・ 消火栓設置、防災資機材の整備

(2) 消防力の強化

◇担当課：都市政策課、消防署

- ・ 各種イベント、防災訓練、広報等の様々な方法を通じて、住宅用火災警報器の設置及び取り替えや住宅用防災機器の設置を積極的に啓発します。
- ・ 今後も継続して消防職員の人材育成を実施するとともに、消防体制の広域連携に取り組みます。
- ・ 既存の防火水槽の耐震化を進めるとともに、平時において防火水槽の水量の調査を進めます。

【主な施策】

- ・ 火災救急活動事業の推進
- ・ 消防職員人材育成の推進（火災予防事業・火災救急活動事業の推進）
- ・ 常備消防の機能強化
- ・ 耐震性防火水槽の設置
- ・ 家庭内、事業所内の火災予防対策の推進（感震ブレーカー、火災警報器、消火器の設置）

重点施策

- 生活道路や狭隘道路における路側整備による通行空間の確保

1-3. 河川洪水や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

施策の推進方針

(1) 河川保全施設の整備

◇担当課：道路河川課

- 国・県との連携のもと、河川改修事業及び河川の適切な維持管理を推進します。また、災害に起因する堤防の沈下による浸水被害を回避するため、堤防の耐震性の向上を推進します。
- 河積の小さな河川については、適切な内水排除を行うように努めます。

【主な施策】

- 河川維持管理計画の策定に向けた検討
- 排水路維持補修事業の推進
- 河川維持補修事業
- 石野地区風水害対策事業の実施
- 重要水防箇所の水防パトロールの実施
- 河川の改修及び維持管理（現在、計画は未策定）
- 排水路の改修及び維持管理（現在、計画は未策定）

(2) 減災のためのソフト対策

◇担当課：危機管理課

- 市ホームページや市公式SNS等の様々な媒体を活用し、三木市防災情報マップをはじめとする災害関連の情報提供を継続して行い、市民の防災意識の更なる高揚と防災情報の周知を図ります。
- 自主防災組織の活動支援を通じて、活動の継続と人材育成・指導を図ります。
- まちまるごとハザードマップ（過去の洪水水位の電柱への表示、避難ルートマップ設置等）の整備に努めます。
- 浸水想定区域内に不特定かつ多数の者が利用する施設又は特に防災上配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の管理者等が洪水時に円滑かつ迅速な洪水予報等の情報確保が図られるよう電子メール又はFAX等で配信を行います。
- 出水期に呑吐ダム管理事務所が実施する河川沿い住民へのサイレン警報演習に対して、支援（広報）を行います。

【主な施策】

- 自主防災組織の支援
- 啓発活動（防災訓練、教育）の推進

重点施策
・ 自主防災組織育成研修会の開催
・ 防災訓練（地震想定、風水害想定）の実施
・ 河川及び主要排水路の維持管理計画の策定
・ 維持管理計画に基づく河川及び主要排水路の定期点検と適切な日常管理の実施

1-4. 土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策の推進方針
<p>（１）土砂災害対策</p> <p>◇担当課：危機管理課、プロジェクト推進課、建築住宅課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携し、土砂災害対策事業の推進を図るとともに、特別警戒区域等のうち、特に危険と思われる箇所について年1回の頻度でパトロールを実施します。 ・ 宅地造成工事及び建築等工事事業者に対して、法律及び技術的基準の指導を行います。 ・ 住民への特別警戒区域等の周知や理解向上、土砂災害対策の補助金の周知のための説明を継続して実施します。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅土砂災害対策支援事業の推進（住宅・建築物安全ストック形成事業の推進） ・ 土砂災害危険箇所についての標識表示と定期的なパトロールの実施 ・ 特に避難経路等に係る土砂災害特別警戒区域等についての標識の表示 ・ 人家等への被害が想定される土砂災害特別警戒区域等の定期的なパトロールの実施 ・ 宅地造成工事に対する指導の強化や監視、違反事業者への必要な措置の実施 ・ 土砂災害警戒区域内に立地する医療・福祉施設等に対し、情報伝達方法を定める ・ 県営急傾斜地崩壊対策事業の推進
<p>（２）地すべり・治山対策</p> <p>◇担当課：農地整備課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山地に起因する災害を未然に防止するため、治山事業を推進します。また、県が行う地すべり対策工に協力していきます。 ・ 地すべり等の崩壊による災害を予防するため、応急資機材を準備します。 ・ ハザードマップ等により、危険区域内の住民への周知や理解向上のための説明等を継続して実施します。 ・ 危険箇所の住民または土地所有者への防災措置の助言、指導及び支援を行います。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり等の危険区域内の住民への予防上必要な知識及び応急措置の方法等についての指導の実施

- ・ 県営急傾斜地崩壊最対策事業の推進

(3) ため池対策

◇担当課：農地整備課

- ・ ため池台帳の整備を促進します。
- ・ ため池の保全等に関する条例に基づき、ため池管理者届の未届けたため池の管理者に対して、届出の指導を行います。
- ・ ため池等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等について、管理者及び水利関係者への指導を行います。また、市民と協働でため池等の適切な管理が行える体制の整備を検討します。
- ・ 防災重点ため池の計画的な改修や未利用ため池の廃池を促進します。
- ・ ため池ハザードマップ及び氾濫解析図を公表し、市民に周知を図ります。
- ・ 豪雨や地震時に決壊のおそれがあるため池を事前に点検し、迅速な被災状況調査を実施できる体制を確立します。

【主な施策】

- ・ ため池台帳の整備
- ・ ため池管理者に対するため池管理の指導の実施
- ・ ため池ハザードマップの作成と市民への周知
- ・ ため池改修事業の推進
- ・ 多面的機能支払交付金事業の推進

重点施策

- ・ ため池改修・廃止事業の推進
- ・ 地滑り対策事業の推進

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1. 物資の供給・支援者の移動ルート途絶

施策の推進方針
<p>(1) 広域道路交通機能の強化</p> <p>◇担当課：道路河川課、プロジェクト推進課</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県と連携し、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を推進します。・ (仮)三木スマートインターチェンジについては、早期完成に向けて、設計・整備を推進します。
<p>(2) 地域道路交通機能の強化</p> <p>◇担当課：道路河川課、プロジェクト推進課</p> <ul style="list-style-type: none">・ (仮)三木スマートインターチェンジへのアクセス道路である(市)加佐草加野線、(市)岩宮大村線の整備を進めます。・ 県と連携し、道路事業を推進していきます。・ 県と連携し、緊急輸送道路を補助する道路事業を推進していきます。・ 橋梁については、長寿命化を目的に、修繕・法定点検結果に基づき橋梁長寿命化修繕計画を作成し、補修を行います。・ 三木市舗装修繕計画に基づき、幹線道路の舗装の修繕を行います。・ 吉川地域において、山田錦の郷活性化構想に基づき、山田錦の郷エリアを道の駅としての機能強化及び周辺市道の整備を推進します。また、三田市へのアクセス向上を図るため(市)上荒川吉安線の整備を進めます。・ 視距の妨げとなっている交差点付近の植栽や街路樹を撤去し交通事故を未然に防ぐ改築を行います。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・ (都)広野吉田線の自由が丘本町周辺の整備・ (主)神戸加東線(桃坂バイパス)の整備・ (一)広野永福線の整備・ (一)市野瀬有馬線の整備・ 計画に基づく舗装修繕(三木市舗装修繕計画)・ 計画に基づく橋梁の修繕(三木市橋梁長寿命化計画)・ 通学路の安全確保(三木市通学路安全プログラム)・ 自転車・歩行者等の空間確保(三木市自転車活用推進計画)・ 法面・道路土構造物修繕(三木市道路法面工・土構造物修繕計画)・ 計画に基づく側溝維持補修(三木市側溝修繕計画)

重点施策

- みきインフラ・メンテナンス計画に基づく、市管理道路の舗装修繕、道路ストックの健全性の点検と修繕、市管理橋梁の点検と修繕及び掛け替の検討の実施
- 自転車活用推進計画に基づく、自転車走行空間の整備の実施

2-2. 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

施策の推進方針

(1) 食料、飲料水の供給確保

◇担当課：危機管理課

- 防災備蓄品の点検と多様なニーズに対応できるよう、備蓄品の充実を図ります。

【主な施策】

- 三木市備蓄計画に基づく備蓄品の確保
- 防災備蓄品のニーズの想定とそれに見合った備蓄品の確保
- 災害応急活動に必要な物資の受入体制の整備、職員訓練の実施

(2) 水道施設の耐震化

◇担当課：水道業務課・水道工務課

- 水道管路の更新・耐震化を計画的に進めます（年間 6.0km 目標）。
- 「三木市公共施設等総合管理計画」、「三木市水道事業経営戦略」、「三木市新水道ビジョン」及び「三木市水道事業インフラ・メンテナンス計画」に基づき、効率的・効果的な企業経営並びに施設管理を進めます。
- 基幹管路については、令和 3（2021）年に改正予定のアセットマネジメント計画に基づき順次耐震化を進めます。
- 緑が丘浄水場は配水量減少に併せて廃止します。

【主な施策】

- 防災拠点での耐震性貯水槽の整備
- 水道施設耐震化事業

(3) 広域的な応援体制の整備

◇担当課：水道業務課・水道工務課・危機管理課

- 水道水の広域的な相互融通のための管路及び体制の維持・拡大に努めます。
- 県内の運搬給水車を運用するため、広域的連携体制の維持・拡大に努めます。
- 防災井戸、災害時協力井戸等の利用について検討します。
- 各種訓練を通して、職員の緊急対応能力の向上を図ります。

【主な施策】

- ・ 職員訓練の実施

(4) 各家庭や職場等における食料・燃料備蓄量の確保

◇担当課：危機管理課

- ・ 「三木市備蓄計画」に基づき家庭や職場、自治会単位での備蓄を啓発していきます。

【主な施策】

- ・ 自家発電設備の普及促進
- ・ 燃料の備蓄の普及・啓発
- ・ 電気自動車や太陽光発電を活用した災害時の電力確保の手法の普及・啓発

重点施策

- ・ 大規模停電時の電力確保
- ・ 水道施設の更新・耐震化の推進

2-3. 消防・救急等の被災等による救急・救助活動等における消防力の絶対的不足

施策の推進方針

(1) 消防・救急体制の強化

◇担当課：消防署

- ・ 警防、広域救急・救助体制の構築を図ります。

【主な施策】

- ・ 警防、広域救急・救助体制の構築と合同訓練の実施
- ・ 消防力整備計画の策定

(2) 地域の防災組織の災害対応力強化

◇担当課：危機管理課、消防署

- ・ 三木市防災情報マップの周知や市民の防災意識の更なる高揚を図るとともに、自主防災組織の活動や防災拠点等の地区防災施設の整備支援を通じて、育成・指導を図ります。
- ・ 今後、更に消防団への入団を促進するとともに、消防車両や消防団器具庫の維持管理・更新等を計画的に行います。

【主な施策】

- ・ 消防団活動事業の推進
- ・ 地区集会所（地区防災拠点）の整備、改善
- ・ 防災倉庫の整備・充実、点検の実施

重点施策

- ・ 消防団への入団促進

2-4. 想定を超える大量の帰宅困難者や高速道路閉塞時の避難困難乗員等の発生、混乱

施策の推進方針

(1) 帰宅困難者対策の推進

◇担当課：危機管理課

- ・ 受入人数の想定と、想定人数に対応できる体制の構築を図ります。
- ・ 今後も大量の帰宅困難者の発生が予想される施設において、受入れ体制の構築を要請していきます。

【主な施策】

- ・ 一時滞在施設の指定、食料提供に向けた備蓄
- ・ 災害帰宅支援ステーションの周知
- ・ 企業、学校等での一斉帰宅の訓練の実施
- ・ 安否確認手段の普及啓発
- ・ 高速道路非常口等からの避難ルート、輸送体制の整備
- ・ サービスエリア、駅や集客施設等における利用者保護の要請

重点施策

- ・ 災害帰宅支援ステーションの周知
- ・ 帰宅困難者の既存避難所での受入れ検討

2-5. 医療施設、高齢者福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、院内・施設内感染の発生、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

施策の推進方針

(1) 医療施設・高齢者福祉施設の耐震化及び防災・減災に係る施設整備

◇担当課：危機管理課、介護保険課

- ・ 市内の関連医療施設や高齢者福祉施設の耐震化実施状況を把握し、耐震化未了施設においては、耐震化を促進します。
- ・ 災害時においても継続的に福祉サービスが提供できるよう高齢者福祉施設等の防災・減災に係る施設の設備等整備状況（非常用自家発電装置の設置等）を把握し、必要な整備に対する支援を行います。

【主な施策】

- ・ 医療・高齢者福祉施設の耐震化の促進
- ・ 医療施設への耐震性貯水槽の整備

(2) 救急・医療体制の充実

◇担当課：消防署

- ・ 救急救命機能の向上に向けて、研修会、講習会等を通じて人材育成を図ります。
- ・ 広域での医療、救急、救助体制の構築を図ります。

【主な施策】

- ・ 広域医療、広域救急・救助体制の構築
- ・ 医療施設でのBCPの作成の促進

(3) 病院等医療機関における非常用電源や備蓄品等の確保

◇担当課：危機管理課

- ・ 市内及び関連医療施設の非常用発電機の設置状況を把握し、未設置施設に対しては、概ね3日間の電気供給が可能な発電機の設置を促進します。
- ・ 市内及び関連医療施設において、災害時に必要な医薬品や薬品等の備蓄を促進します。

【主な施策】

- ・ 病院等への自家発電設備の普及促進、燃料の備蓄や代替エネルギーの確保の促進
- ・ 防災用備蓄品や医療品、薬品の備蓄整備
- ・ 医療施設への耐震性貯水槽の整備

重点施策

- ・ 医療施設の耐震化の推進
- ・ 医療施設での自家発電施設の普及促進

2-6. 被災地及び医療施設、要配慮者利用施設等における疫病・感染症等の大規模発生

施策の推進方針

(1) 被災地における疫病・感染症対策に係る体制の構築

◇担当課：危機管理課、健康増進課

- ・ 感染症対策として、平時から予防接種の実施を働きかけていきます。
- ・ 平時から感染症予防に関する周知・啓発を実施します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営に向けて、マニュアルの周知や職員研修を行います。

【主な施策】

- ・ 市民への感染症に関する予防情報・知識の普及啓発
- ・ 災害時の感染症検査、治療、隔離施設・体制の構築
- ・ 被災家屋や汚物の清掃・消毒
- ・ 災害時の保健活動マニュアルの作成、活用

(2) 下水道施設の耐震化

◇担当課：下水道課

- 三木市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠の点検・調査、改築を行います。
- 令和5年度に興治処理区域と細川処理区域を公共下水道事業の統合を実施します。
- 令和3（2021）年度に吉川浄化センターの耐水化計画を策定し、施設の調査、改築を行います。

【主な施策】

- 災害時のし尿処理体制の構築

重点施策

- 免疫水準の確保に向けた定期予防接種の一定の接種率の確保
- 感染症に関する予防知識の普及啓発
- 吉川浄化センターの耐水化対策の実施

2-7. 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施策の推進方針

(1) 緊急避難場所・避難所の開設・運営

◇担当課：危機管理課

- 避難所の耐震化を進めるとともに、災害別の避難所の指定状況を市民に広く周知します。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営に向けて、マニュアルの周知や職員研修等を行います。
- 新型コロナウイルス感染症を考慮した物資、衛生資材等の備蓄を行います。

【主な施策】

- 避難所での飛沫防止等の衛生環境管理の見直し
- 避難所での感染症検査、治療、隔離施設・体制の整備
- 避難所での衛生資材の備蓄

(2) 避難所の質の向上

◇担当課：危機管理課

- 避難所での衛生面の向上、プライバシーの確保をはじめ、避難者の状況に応じた備蓄を確保していきます。
- 避難者の心のケア等、ソフト対策を講じていきます。

【主な施策】

- 避難所設備（トイレ、キッチン、ベッド）や空間原単位、プライバシー確保
- 避難者の心のケア等のソフト対策の整備

重点施策

- 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営に向けた職員研修の実施
- 体調不良者に対する市健康増進課及び医療機関との連携体制の構築

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1. 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策の推進方針
<p>(1) 市庁舎等の防災機能の強化</p> <p>◇担当課：危機管理課、財政課</p> <ul style="list-style-type: none">本庁舎の非常用電源の燃料確保（給油）に向けて、事業者との協定締結に取り組み、稼働時間の延長及び関西電力と給電車による支援について連携を進め、電力確保を図ります。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">非常用電源の燃料確保による稼働時間の延長太陽光発電等、代替エネルギーによる非常用電源の確保
<p>(2) 業務継続体制の確保</p> <p>◇担当課：危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none">職員に対し、災害関連の計画の周知を図るとともに、職員研修や訓練を行います。災害時のタイムラインの作成に向けた検討を行います。災害時における業務の継続に向けて、通信回線の冗長化やシステムのクラウド化、データのバックアップの構築等を図ります。平常時より、他市町及び災害関係機関との連携を図ります。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">職員の防災訓練、集散訓練の実施災害時タイムラインの作成に向けた検討
<p>(3) 市域を越えた連携強化</p> <p>◇担当課：危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none">災害時に備え、兵庫県をはじめ災害時応援協定先との合同訓練等を実施します。災害応援協定の締結数を増やします。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">災害時応援協定先との合同の防災訓練の実施災害応援協定締結の推進
重点施策
<ul style="list-style-type: none">非常用電源の燃料確保に向けた、事業者との協定の締結

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1. 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

施策の推進方針
<p>(1) 防災拠点における情報通信設備等の確保</p> <p>◇担当課：危機管理課、消防署</p> <ul style="list-style-type: none">更に多様な通信手段の整備を図るとともに、通信施設の停電対策、浸水対策、耐震化を講じます。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">移動系防災行政無線交信事業の推進防災緊急通知システム導入の事業の推進
<p>(2) 防災情報共有システムの適切な管理、訓練</p> <p>◇担当課：危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none">災害発生直後に通信機能が有効に活用できるよう、平常時から担当職員への通信施設の使用方法等の習熟を図ります。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">防災訓練、通信訓練の実施

重点施策
<ul style="list-style-type: none">Jアラート自動起動装置の整備

4-2. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策の推進方針
<p>(1) 災害関連情報の伝達手段の多重化</p> <p>◇担当課：危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none">更に多様な通信手段の整備を図るとともに、通信施設の停電対策、浸水対策、耐震化を講じます。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">移動系防災行政無線交信事業の推進防災緊急通知システム導入の事業の推進
<p>(2) 市民の防災意識の向上</p> <p>◇担当課：危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none">市ホームページや市公式SNS等の様々な媒体を活用し、三木市防災情報マップをはじめ

めとする災害関連の情報提供を継続して行い、市民の防災意識の更なる高揚と防災情報の周知を図ります。

- 自主防災組織の活動支援を通じて、活動の継続と人材育成・指導を図ります。

【主な施策】

- 自主防災組織の支援
- 啓発活動（防災訓練、教育）の推進

（３）地域の防災組織の災害対応力強化

◇担当課：危機管理課、福祉課

- 災害時要援護者に対して、個別支援計画（くらしあんしんシート）の作成を徹底します。
- 災害時を想定した災害時要援護者及び支援者の避難訓練を実施します。

【主な施策】

- 災害時要援護者の個別支援計画（くらしあんしんシート）の作成
- 災害時要援護者及び支援者の避難訓練の実施

重点施策

- 防災緊急通知システムへの加入促進
- 自主防災組織育成研修会の開催
- 防災訓練（地震想定、風水害想定）の実施

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1. サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下

施策の推進方針
<p>(1) 市内事業所への事業継続力強化計画（BCP）策定の推進</p> <p>◇担当課：危機管理課、商工振興課</p> <ul style="list-style-type: none">被災時の事業継続に向けて、各種相談や融資に早期に応じられるよう体制や制度の構築を進めます。市内事業所におけるBCPの策定を支援します。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">三木商工会議所、吉川町商工会、中小企業サポートセンターが連携した市内事業者のBCP策定に対する支援

重点施策
<ul style="list-style-type: none">三木商工会議所、吉川町商工会、中小企業サポートセンターが連携したBCP策定支援

5-2. 金物産業等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

施策の推進方針
<p>(1) 工場・事業所等における消防防災体制の充実強化</p> <p>◇担当課：危機管理課、消防署</p> <ul style="list-style-type: none">市内事業所において、継続して査察を実施するとともに、自衛消防訓練の実施を促進、指導します。通常の火災対応訓練に加え、大規模災害（地震等含む）を想定した訓練を行い、災害発生時の被害の軽減や初動体制の確立を図ります。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">市内事業所への査察、指導の継続

重点施策
<ul style="list-style-type: none">市内事業所への消防防災体制に関する査察、指導の継続

5-3. 山陽自動車道の分断等、内陸の基幹・地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

施策の推進方針

(1) 広域道路交通機能の強化

◇担当課：道路河川課、プロジェクト推進課

- ・ 県と連携し、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を推進します。
- ・ (仮)三木スマートインターチェンジについては、早期完成に向けて、設計・整備を推進します。

(2) 地域道路交通機能の強化

◇担当課：道路河川課、プロジェクト推進課

- ・ (仮)三木スマートインターチェンジへのアクセス道路である(市)加佐草加野線、(市)岩宮大村線の整備を進めます。
- ・ 県と連携し、道路事業を推進していきます。
- ・ 県と連携し、緊急輸送道路を補助する道路事業を推進していきます。
- ・ 橋梁については、長寿命化を目的に、修繕・法定点検結果に基づき橋梁長寿命化修繕計画を作成し、補修を行います。
- ・ 三木市舗装修繕計画に基づき、幹線道路の舗装の修繕を行います。
- ・ 吉川地域において、山田錦の郷活性化構想に基づき、山田錦の郷エリアを道の駅としての機能強化及び周辺市道の整備を推進します。また、三田市へのアクセス向上を図るため(市)上荒川吉安線の整備を進めます。
- ・ 視距の妨げとなっている交差点付近の植栽や街路樹を撤去し交通事故を未然に防ぐ改築を行います。

【主な施策】

- ・ (都)広野吉田線の自由が丘本町周辺の整備
- ・ (主)神戸加東線(桃坂バイパス)の整備
- ・ (一)広野永福線の整備
- ・ (一)市野瀬有馬線の整備
- ・ 計画に基づく舗装修繕(三木市舗装修繕計画)
- ・ 計画に基づく橋梁の修繕(三木市橋梁長寿命化計画)
- ・ 通学路の安全確保(三木市通学路安全プログラム)
- ・ 自転車・歩行者等の空間確保(三木市自転車活用推進計画)

(3) 鉄道機能の強化

◇担当課：交通政策課

- ・ 鉄道事業者、国、県とともに鉄道施設の更新・改良を順次実施していきます。

【主な施策】

- ・ 鉄軌道のPC（プレストレスト・コンクリート）枕木化及び駅ホームの改修の推進

重点施策

- ・ みきインフラ・メンテナンス計画に基づく、市管理道路の舗装修繕、道路ストックの健全性の点検と修繕、市管理橋梁の点検と修繕及び掛け替の検討の実施
- ・ 自転車活用推進計画に基づく、自転車走行空間の整備の実施

5-4. 食料等の安定供給の停滞

施策の推進方針

（１）食料、飲料水の供給確保

◇担当課：危機管理課、水道業務課・水道工務課

- ・ 防災備蓄品の点検と多様なニーズに対応できるよう、備蓄品の充実を図ります。

【主な施策】

- ・ 災害対策事業（備蓄品及び備蓄食料購入費）の推進
- ・ 三木市備蓄計画に基づく備蓄品の確保
- ・ 防災備蓄品のニーズの想定とそれに見合った備蓄品の確保
- ・ 災害応急活動に必要な物資の受入体制の整備、職員訓練の実施

（２）農林業に係る生産基盤等の強化

◇担当課：農業振興課・農地整備課

- ・ 農業施設の維持管理や改修を継続的に行い、農業基盤の強化と農業生産の安定を図ります。
- ・ 営農組合の設立推進及び認定農業者の育成を行い、後継者不足による耕作放棄地の解消を図ります。

【主な施策】

- ・ 農業振興事業の推進
- ・ 集落営農補助金交付事業の推進
- ・ 認定農業者等支援補助金交付事業の推進
- ・ 水田活用推進補助金交付事業の推進の推進
- ・ 多面的機能支払交付金事業の推進
- ・ 中山間地域等直接支払い事業の推進
- ・ 農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型）の推進

重点施策

- 営農組合や認定農業者による農地集約化の推進
- 多面的機能支払制度を用いた維持管理共同化の推進

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1. 電力やガス等の長期にわたるエネルギー供給の停止

施策の推進方針
<p>(1) ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化</p> <p>◇担当課：危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none">・ ガス・電気供給事業者の協力を得て、供給施設の耐震性の向上、防災システムの強化、施設管理・復旧等の防災体制の整備を促進します。・ ガス管の新設・入替時に耐震性に優れたポリエチレン管の導入を進めます。・ 変電設備の耐震設計・耐震構造化、耐震性材料の採用等を進めます。・ 各種広報媒体を活用して災害時等における電気保安上の注意点の周知や行政と事業者が連携した防災訓練等により、二次災害の防止を図ります。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・ ライフライン事業者と合同による防災訓練の実施
<p>(2) 多様な電力等の導入促進</p> <p>◇担当課：財政課・教育施設課</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害時にもエネルギー供給ができるよう、公共施設や避難所での再生可能エネルギー等の設置を図ります。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公共施設への再生可能エネルギー設備設置の推進

重点施策
<ul style="list-style-type: none">・ ライフライン事業者と合同による防災訓練の実施

6-2. 上水道の長期にわたる供給停止

施策の推進方針
<p>(1) 水道施設の耐震化</p> <p>◇担当課：水道業務課・水道工務課</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水道管路の更新・耐震化を計画的に進めます（年間 6.0km 目標）。・ 「三木市公共施設等総合管理計画」、「三木市水道事業経営戦略」、「三木市新水道ビジョン」及び「三木市水道事業インフラ・メンテナンス計画」に基づき、効率的・効果的な企業経営並びに施設管理を進めます。・ 基幹管路については、令和 3（2021）年に改正予定のアセットマネジメント計画に基づき順次耐震化を進めます。

- ・ 緑が丘浄水場は配水量減少に併せて廃止します。

【主な施策】

- ・ 防災拠点での耐震性貯水槽の整備
- ・ 水道施設耐震化事業

(2) 広域的な応援体制の整備

◇担当課：危機管理課、水道業務課・水道工務課

- ・ 水道水の広域的な相互融通のための管路及び体制の維持・拡大に努めます。
- ・ 県内の運搬給水車を運用するため、広域的連携体制の維持・拡大に努めます。
- ・ 防災井戸、災害時協力井戸等の利用について検討します。
- ・ 各種訓練を通して、職員の緊急対応能力の向上を図ります。

【主な施策】

- ・ 職員訓練の実施

重点施策

- ・ 水道施設の更新・耐震化の推進

6-3. 下水道施設の長期にわたる機能停止

施策の推進方針

(1) 下水道施設の耐震化

◇担当課：下水道課

- ・ 三木市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠の点検・調査、改築を行います。
- ・ 令和5年度に興治処理区域と細川処理区域を公共下水道事業の統合を実施します。
- ・ 令和3（2021）年度に吉川浄化センターの耐水化計画を策定し、施設の調査、改築を行います。
- ・ 災害発生時に汚水処理業務が中断しないようBCP（事業継続計画）を策定します。

【主な施策】

- ・ 災害時のし尿処理体制の構築

重点施策

- ・ 吉川浄化センターの耐水化対策の実施

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1. 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞や交通麻痺

施策の推進方針
<p>(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化</p> <p>◇担当課：建築住宅課</p> <ul style="list-style-type: none">緊急輸送道路や市が指定する避難路沿道における一定規模以上の建築物の耐震状況を把握し、耐震基準を満たしていない建築物の所有者に対して、耐震改修等の促進を図ります。最新の耐震改修促進法に基づき、三木市耐震改修促進計画を改定します。大地震に備えて事前に被災建築物応急危険度判定体制の整備や兵庫県住宅再建共済制度の加入促進を図ります。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">三木市耐震改修促進計画の策定（改定）緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の推進
<p>(2) 緊急輸送体制の整備と交通制御</p> <p>◇担当課：危機管理課、道路河川課、プロジェクト推進課</p> <ul style="list-style-type: none">緊急輸送道路、緊急交通路を指定し、未整備区間の整備と併せて耐震性のある交通関連施設の設置を進めます。道路啓開等のルート確保の体制を整備するとともに、自衛隊による空路輸送等、他機関との協力体制についても検討・設定します。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">緊急輸送道路、緊急交通路の設定交通関連施設の耐震化

重点施策
<ul style="list-style-type: none">三木市耐震改修促進計画の策定（改定）

7-2. ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

施策の推進方針
<p>(1) ため池等の整備</p> <p>◇担当課：農地整備課</p> <ul style="list-style-type: none">防災重点ため池の計画的な改修や未利用ため池の廃池を促進します。ため池ハザードマップ及び氾濫解析図を公表し、市民に周知を図ります。

【主な施策】

- ・ ため池改修・廃止事業の推進
- ・ ため池ハザードマップの作成と市民への周知

(2) 計画的な定期点検と適切な日常管理の推進**◇担当課：農地整備課**

- ・ ため池台帳の整備を促進します。
- ・ ため池の保全等に関する条例に基づき、ため池管理者届の未届けたため池の管理者に対して、届出の指導を行います。
- ・ ため池等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等について、管理者及び水利関係者に指導を行います。また、市民と協働でため池等の適切な管理が行える体制の整備を検討します。
- ・ 豪雨や地震時に決壊のおそれがあるため池を事前に点検し、迅速な被災状況調査を実施できる体制を確立します。

【主な施策】

- ・ ため池台帳の整備
- ・ ため池管理者に対するため池管理の指導の実施
- ・ 多面的機能支払交付金事業の推進

(3) 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化**◇担当課：危機管理課、消防署、農地整備課**

- ・ 災害発生直後に通信機能が有効に活用できるよう、平常時から担当職員の通信施設の使用方法等の習熟を図ります。
- ・ 今後、更に多様な通信手段の整備を図るとともに、通信施設の停電対策、浸水対策、耐震化を講じます。

【主な施策】

- ・ 防災訓練、通信訓練の実施
- ・ 移動系防災行政無線交信事業の推進
- ・ 防災緊急通知システム導入の事業の推進

重点施策

- ・ ため池改修・廃止事業の推進

7-3. 農地・森林等の被害による市土の荒廃

施策の推進方針	
<p>(1) 農地・農業水利施設等の保全管理</p> <p>◇担当課：農業振興課・農地整備課</p> <ul style="list-style-type: none">多面的機能支払制度を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進します。豪雨等によるため池の決壊を未然に防ぐため、日常的な水位管理を行うとともに、9月～10月にかけての台風シーズンでの低水位管理を推進します。営農意欲の低下や耕作放棄などの要因となる有害鳥獣被害を防止するため、有害鳥獣の侵入防止や捕獲などの有害鳥獣対策を推進します。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">多面的機能支払制度を活用した推進事業鳥獣被害防止総合対策事業	
<p>(2) 森林の保全管理</p> <p>◇担当課：農業振興課</p> <ul style="list-style-type: none">地区住民による森林からの落石や湧水等の変状監視の協力を進める等、市への連絡体制の強化を推進します。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">森林の保全管理体制の維持・強化を推進する。森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の推進	
重点施策	
<ul style="list-style-type: none">地滑り対策事業の推進	
<ul style="list-style-type: none">多面的機能支払制度を用いた維持管理共同化の推進	
<ul style="list-style-type: none">鳥獣被害防止対策の推進	

8. 社会・経済が迅速かつ従前より幸甚な姿で復興できる条件を整備する

8-1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

施策の推進方針
<p>(1) 災害廃棄物処理</p> <p>◇担当課：危機管理課、環境課</p> <ul style="list-style-type: none">・ 平常時から他市町村や民間事業者等の受入基準や受入可能量を把握するとともに、速やかに復旧・復興を進めるために、迅速に処理ができる方法を検討します。・ ごみ・し尿処理の応援要請の内容（ごみ収集車、バキュームカー等の派遣等）及び手順についてマニュアルを作成します。・ 災害等により被害を受けた建物の解体・撤去は、通常、所有者の経費負担で行うこととなっていますが、復旧・復興に支障がある場合は、公費による解体が実施される場合があります。早期に解体処理できるように解体業者や建設業協会と協議を行います。・ 災害発生時には「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」等に基づいて、他市町村や民間事業者等へ処理委託を行い、迅速な災害廃棄物処理を進めます。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 被災状況の調査結果に基づいた災害廃棄物の発生予測・ 災害廃棄物の発生総量から必要な仮置場の確保と処理体制の構築・ 救援物資の搬送ルートも考慮した災害廃棄物処理ルートの確保
<p>(2) 堆積土砂の撤去</p> <p>◇担当課：環境課、道路河川課</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害等により宅地等の私有地に土砂・廃棄物等が堆積した場合、堆積土砂排除事業を活用し、市による土砂等の一括撤去を促進します。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 土砂撤去の担当部署、手順、仮置き場、搬出ルート等検討設定

重点施策
<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の仮置場として必要な面積の確保

8-2. 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策の推進方針
<p>(1) 文化財の耐災性の向上</p> <p>◇担当課：文化スポーツ課</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定文化財のうち、市が所有する文化財については教育委員会が対策を検討し、実施するほか、その他の文化財については所有者及び管理者に対して対策を講ずるよう啓発し

ます。

- 文化財の災害危険性に応じて、「重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方 H21. 4」に基づいた対策を検討します。

【主な施策】

- 建造物、美術工芸品、史跡・名勝に対する災害対策及び火災対策
- 地震時にも使用可能な消火水利（耐震性貯水槽・自然水利）の確保
- 地震時にも使用可能な可搬式ポンプ等の消火施設の整備
- 文化財建造物の所有者と地域住民等の共助体制の構築
- 周辺地域における建築物の不燃化や空地の確保による延焼拡大防止対策
- 危険性の高い地区等の防災に係る事項に関する「文化財周辺地区防災計画（仮称）」策定の検討

重点施策

- 「重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方 H21. 4」に基づいた対策の検討

9. 独自シナリオ

9-1. 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ

施策の推進方針
<p>(1) 地域の防災・復興人材の育成</p> <p>◇担当課：秘書広報課、危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none">・ 防災組織の維持・充実化を図るため、地域に対して、①啓発資料の作成 ②各種講演会、懇談会等の実施 ③情報の提供 ④各自治会等への個別指導・助言 ⑤各自治会等との訓練、研修会の実施 ⑥顕彰制度の活用 ⑦活動拠点施設の整備 ⑧防災用資機材の整備補助 ⑨女性や若者の参画促進やリーダー育成 ⑩事前復興計画の作成と周知等について育成・指導・支援します。・ 事前復興計画の策定等により、復興の目標像を市民と行政が共有できるよう図ります。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自治会の防災活動・教育訓練の支援・ 防災・避難情報から復興の目標イメージまで体系的な情報提供
<p>(2) 災害ボランティア活動支援体制の整備</p> <p>◇担当課：危機管理課、市民協働課</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各種ボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行うコーディネーター等の体制を整備し、ボランティア活動の拠点を確保します。・ 災害ボランティアセンターを設置する際の手順を明確化するとともにインターネットや県の制度を活用したボランティア情報の管理運用体制を確立し、ボランティアの登録・研修を進めます。・ ホームセンター等の企業と協力してボランティア活動の初動時に必要となる資機材の確保に努めます。・ 企業、三木市のファン層、国内外の姉妹・協定都市等、ボランティア派遣の後背母体となる協力組織・連携人脈等の裾野の拡大を図ります。 <p>【主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議（ひょうごボランタリープラザ）、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携・ 災害ボランティアセンターの開設・運営マニュアルの作成・ 三木市情報ネットワークシステムによるボランティア情報の管理・ 兵庫県災害救援専門ボランティア制度を活用したボランティアの登録・研修等・ ホームセンター等との連携・協定によるボランティア活動の初動時に必要となるスコップ、じょれん、一輪車等の資機材の確保・ 企業の自主防災組織のボランティア参加、建設業（道路啓開等）や流通業（支援物資の供給等）等の協力体制の構築

- ふるさと納税利用者、ゴルファー等との連携
- 国内外の姉妹都市提携・相互応援協定等、災害時の協力体制の拡大

(3) 地籍調査の実施

◇担当課：農地整備課

- 災害後の円滑な復旧・復興と土地境界トラブルの未然防止を図るため、土地に関する筆界等を明確にする地籍調査を実施します。

【主な施策】

- 地籍調査事業

重点施策

- 自主防災組織育成研修会の開催
- 防災訓練（地震想定、風水害想定）の実施

第6章 重要業績指標（KPI）

第5章で示した施策の推進方針の進捗状況を把握するための重要業績指標（KPI）を次のように設定します。

指標名	基準値	現況（令和5年度末）	目標値	備考	関係する推進方針
市有施設の耐震化率	94.7% (H28年)	100%	100%	用途廃止施設（予定を含む。）を除く。	1-1
住宅の耐震化率	74% (H25年)	82.7% (H30年)	97% (H37年)	基準値：21,927戸／全29,528戸	1-1
特定空家等の改善件数	43棟	56棟	70棟	112棟中の改善件数	1-1
橋梁の長寿命化対策（修繕）実施率	76.9%	100%	100%	全26箇所中の実施率（26箇所完了）	1-1、2-1、5-3
防災街区課題地域の取組地区数	1地区 (R2年)	1地区	2地区	全18地区（令和3年度時点）	1-2
自治会の自主防災組織の設置率	100%	100%	維持		1-3、2-3、4-2、9-1
自主防災組織の訓練等防災活動の件数					
地域単位	6地域 (R元年度)	6地域	10地域		1-3、2-3、4-2、9-1
自治会単位	183地区 (R元年度)	166地区	195地区		1-3、2-3、4-2、9-1
地滑り対策工事の実施済み件数	—	3箇所	25箇所	15区域 27箇所のうち、25箇所実施目標	1-4
ため池改修・廃止事業着手済箇所数	—	17箇所	28箇所	改修34箇所・廃止10箇所のうち、28箇所実施目標	1-4、7-2
スマートインターチェンジの供用	—	R6年度	R6年度		2-1、5-3
災害応援協定等の締結数	54団体	91団体	74団体	目標：年間5協定	2-2、3-1
水道管路の耐震化率	29.1%	32.2%	34.0%	181.6km／全623.2km (181.6+6.0*5) km / 全623.2km	2-2、6-2
上水道の浄水施設、配水池、基幹管路の耐震化率					
浄水施設	66.7%	83.3%	83.3%	〔箇所比〕 4ヶ所／全6ヶ所 5ヶ所／全6ヶ所 西部	2-2、6-2
配水池	94.8%	94.9%	94.9%	〔容量比〕 20ヶ所／全30ヶ所 21ヶ所／全30ヶ所 大二谷28t	2-2、6-2
基幹管路の耐震化率	31.7%	32.1%	32.9%	27.3km／全86.0km (27.3+0.2*5) km / 全86.0km	2-2、6-2
救急救命士数	90.6%	78.1%	100%	全32人中の割合 数値は運用救命士数	2-3、2-5

※基準値・目標値の年次は、特に記載がない場合、基準値は令和2年時点、目標値は令和7年度末時点の数字

指標名	基準値	現況（令和5年度末）	目標値	備考	関係する推進方針
予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率	毎年95%以上	第1期：87.5% 第2期：93.0%	97%	第1期・第2期ともに	2-6
吉川浄化センターの耐水化対策	—	実施済	実施		2-6、6-3
電動自動車の導入	3台	10台	10台	応援協定のEV及びPHEVを含む	2-7
市庁舎における非常用電源の稼働可能時間	8時間	72時間	72時間	関西電力等との連携を含む。	3-1
Jアラートの自動起動装置の整備	—	整備済	R4年		4-1、7-2
移動系無線子局の設置数	25局	25局	維持		4-1、7-2
通信施設の通信訓練の回数	2~3回/年	4回	4回/年		4-1
三木安全安心ネットの登録者数	7,729人	7,888人	8,000人		4-2、7-2
三木安全安心ネットのスマートフォンアプリの登録者数	4,173人	9,981人	5,000人		4-2、7-2
防災緊急通知システムの導入者数	6人	4人	100人		4-2、7-2
避難行動要支援者のうち、同意者数	1,947人	1,610人	2,000人	R2年9月30日現在、支援必要数2,403人、うち同意あり1,947人 同意なし456人	4-2
市内事業者への事業継続力強化計画（BCP）策定支援件数	5件/年	0件	22件/年	三木商工会議所、吉川町商工会、中小企業サポートセンターによる支援件数	5-1
査察件数	25.9%	30.4%	30%	784件/年	5-2
鉄道駅のうち耐震基準を満たしている駅の数	14.3%	28.6%	25.0%	市内の鉄道駅7駅のうち、耐震基準を満たしている駅は2駅（恵比須駅及び三木駅）。	5-3
農地中間管理機構への預け入れ農地面積	135ha	234ha	270ha	H27~R03実績	5-4
営農組合組織数	54組織	56組織	70組織		5-4
認定農業者数	52人	51人	70人		5-4
ため池講習会による指導	毎年	年1回	維持	防災重点ため池	7-2
農地地すべり防止施設の点検	年1回	年1回	維持		7-3
山腹崩壊危険箇所のパトロール	年1回	年1回	維持		7-3
事業者団体との災害時の廃棄物処理に関する応援協定の締結数	1件	3件	3件	一般廃棄物収集運搬業許可業者・し尿等収集運搬業者 解体業者・建設業協会	8-1

※基準値・目標値の年次は、特に記載がない場合、基準値は令和2年時点、目標値は令和7年度末時点の数字